

吸収合併に関する事後備置書類

(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づく事後備置書類)

2025年10月 1 日

ブティックス株式会社

2025年10月 1 日

東京都港区三田 1 丁目 4 番28号
ブティックス株式会社
代表取締役社長 新村 祐三

当社は、2025年 3 月27日付で当社の完全子会社である株式会社リアライブとの間で締結した合併契約に基づき、2025年10月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社リアライブを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を実施いたしましたので、会社法第801条第 1 項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項を下記のとおり開示し、会社法第801条第 3 項第 1 号に基づき、本書面を備え置きます。

1. 本合併が効力を生じた日
2025年10月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

- (1) 吸収合併の差止請求
吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、吸収合併の差止請求について該当事項はありません。
- (2) 反対株主の買取請求
吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。
- (3) 新株予約権買取請求
吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、新株予約権買取請求について該当事項はありません。
- (4) 債権者の異議
吸収合併消滅会社は、会社法第789条第 2 項に基づき、2025年 5 月23日付で官報に公告を行うとともに、同条第 3 項に基づき、同日付で日刊工業新聞に公告を行いました。が、所定の異議申述期限までに本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

- (1) 吸収合併の差止請求
吸収合併存続会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。
- (2) 反対株主の買取請求
吸収合併存続会社は、2025年 5 月23日より電子公告を行いました。が、株式買取請求行使期限までに買取請求をした株主はありませんでした。
- (3) 債権者の異議
吸収合併存続会社は、会社法第799条第 2 項に基づき、2025年 5 月23日付で官報に公告を行うとともに、同条第 3 項に基づき、同日付で電子公告を行いました。が、所定の異議申述期限までに本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である2025年10月 1 日を以て、吸収合併消滅会社である株式会社リアライブから、その資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に掲載された事項別紙「吸収合併消滅会社の事前備置書類」のとおりであります。
6. 会社法第921条の変更の登記をした日
本合併による当社の変更登記申請及び株式会社リアライブの解散登記申請は、本合併の効力発生日である2025 年10 月1 日から2 週間以内に申請する予定です。
7. その他吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

別紙「吸収合併消滅会社の事前備置書類」

吸収合併に関する事前備置書類

(会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づく事前備置書類)

2025年5月23日

株式会社リアライブ

2025年5月23日

東京都港区三田 1 丁目 4 番28号
株式会社リアライブ
代表取締役社長 新村 祐三

ブティックス株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）および株式会社リアライブ（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、両者間で2025年3月27日付合併契約を締結し、2025年10月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては2025年6月26日開催予定の定時株主総会にて、本契約の承認決議及び合併に必要な事項についての決議を求めるものとし、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

6. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

吸収合併存続会社は、有価証券報告書および半期報告書を関東財務局に提出しております。金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）により閲覧可能な有価証券報告書および半期報告書に記載の「重要な後発事象」とおりであり、その他に該当する事項はございません。

7. 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

8. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益およびキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

9. 備置き開始後の変更に関する事項

事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

別紙 1 合併契約書



合併契約書

ブティックス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社リアライブ（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

- (1) 甲 ：吸収合併存続会社
商号：ブティックス株式会社
住所：東京都港区三田1-4-28
- (2) 乙 ：吸収合併消滅会社
商号：株式会社リアライブ
住所：東京都港区三田1-4-28

第3条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているので、本合併に際して、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む。）の交付を行わない。

第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併に際して甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

第5条（吸収合併の効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年10月1日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

第6条（合併契約の承認）

甲は2025年6月26日開催予定の定時株主総会にて、本契約書の承認決議及び合併に必要な事項についての決議を求めるものとし、乙は会社法第784条第1項により本契約について株主総会の承認を経ずに合併するものとする。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第8条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲乙協議し合意することにより、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙間で協議の上、これを決定する。

第10条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、同法に従い解釈される。

第11条（管轄）

甲及び乙は、本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、各自記名押印の上、甲が原本を、乙が写しを保有する。

2025年3月27日

甲： 東京都港区三田1-4-28
ブティックス株式会社
代表取締役社長 新村 祐三



乙： 東京都港区三田1-4-28
株式会社リアライブ
代表取締役社長 松島 悟



計 算 書 類

(第 18 期)

自	2023 年	4 月	1 日
至	2024 年	3 月	31 日

ブティックス株式会社

東京都港区三田 1-4-28

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,000,793	流 動 負 債	1,384,503
現金及び預金	2,886,762	短期借入金	30,000
預 け 金	500	1年内返済予定の長期借入金	333,744
売 掛 金	61,805	未払法人税等	147,468
前 渡 金	19,393	未 払 金	205,574
前 払 費 用	19,810	未 払 費 用	48,007
そ の 他	13,481	前 受 金	477,022
貸倒引当金	△960	賞与引当金	122,751
固 定 資 産	1,617,981	そ の 他	19,934
有 形 固 定 資 産	60,530	固 定 負 債	904,070
建 物	50,542	長期借入金	904,070
工具、器具及び備品	56,571	負 債 合 計	2,288,573
建設仮勘定	1,001	(純資産の部)	
減価償却累計額	△47,584	株 主 資 本	2,144,439
無 形 固 定 資 産	168,374	資 本 金	50,000
ソフトウェア	120,573	資 本 剰 余 金	358,970
ソフトウェア仮勘定	47,801	資本準備金	189,260
投資その他の資産	1,389,076	その他資本準備金	169,709
関係会社株式	1,222,988	利 益 剰 余 金	2,116,595
敷金及び保証金	82,045	その他利益剰余金	2,116,595
繰延税金資産	83,047	繰越利益剰余金	2,116,595
長期前払費用	994	自 己 株 式	△381,126
資 産 合 計	4,618,775	新 株 予 約 権	185,762
		純 資 産 合 計	2,330,201
		負 債 純 資 産 合 計	4,618,775

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,640,999
売 上 原 価		576,373
売 上 総 利 益		3,064,626
販売費及び一般管理費		2,047,070
営 業 利 益		1,017,556
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	25	
そ の 他	6,273	6,298
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,123	
そ の 他	899	12,023
経 常 利 益		1,011,830
税 引 前 当 期 純 利 益		1,011,830
法人税、住民税及び事業税	313,003	
法 人 税 等 調 整 額	△7,237	305,765
当 期 純 利 益		706,065

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	261,260	189,260	-	189,260	1,410,530	1,410,530	△136,989	1,724,062
当期変動額								
減資	△211,260		211,260	211,260				-
当期純利益					706,065	706,065		706,065
自己株式の 取得							△300,173	△300,173
自己株式の 処分			△41,551	△41,551			56,036	14,485
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	△211,260	-	169,709	169,709	706,065	706,065	△244,137	420,376
当期末残高	50,000	189,260	169,709	358,970	2,116,595	2,116,595	△381,126	2,144,439

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	130,017	1,854,079
当期変動額		
減資		-
当期純利益		706,065
自己株式の取得		△300,173
自己株式の処分		14,485
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	55,745	55,745
当期変動額合計	55,745	476,121
当期末残高	185,762	2,330,201

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(イ) 展示会事業

展示会事業においては、主に「リアル展」、「オンライン展」及び「DXPO」の開催を行っており、主な収益を下記の履行義務の充足時に認識しております。また、取引の対価は、通常、履行義務の充足前の一定時

点に前もって受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

展示会事業（リアル展）収入

主に商談型展示会の出展社から得る出展料収入であり、当社は出展社に対して出展小間（出展社に貸し出すために仕切られたスペースの単位）を提供する義務を負っております。当該履行義務は展示会開催期間中、出展小間の提供を行うことをもって充足されます。

展示会事業（オンライン展）収入

主にオンライン展示会の出展社から得る、オンライン出展ブースへの動画掲載収入、来場者が資料請求を行うことに対する成果課金またはオンライン商談設定に基づく収入です。当社は出展社に対してオンライン上での動画掲載ブースを提供する義務、資料を来場者へ提供する義務または出展社に対して商談のセッティングを代行する義務を負っております。

当該履行義務はオンライン上の展示会出展ブースの提供期間開始日から終了日までの間、オンライン上の出展ブースの提供や、来場者への資料提供または出展社に対する来場者とのアポイント設定の完了をもって充足されます。

展示会事業（DXPO）収入

主にオンライン展示会の開設期間中（365日24時間）に並行してリアル展示会を年複数回開催することに対する出展料等の収入であり、当社は出展社に対してオンライン上での動画掲載ブース及びリアル展示会の出展小間を提供する義務を負っております。

（ロ）M&A仲介事業

主にM&Aによる事業承継ニーズを有する事業者に対し、購入・売却条件が合致する案件を紹介し、顧客間での譲渡契約を締結させることによる成功報酬型での仲介手数料収入であり、当社は顧客に対して、購入・売却条件が合致する案件を紹介する義務を負っております。当該履行義務は譲渡・譲受企業が最終譲渡契約を締結した時点をもって充足され、当該M&Aが不成立となる要因が解消されたと判断した時に収益を認識しております。また、取引の対価は、通常、履行義務の充足時点と至近する日に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,222,988千円
--------	-------------

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額としていますが、超過収益力を加味して取得した関係会社株式については、1株当たり純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ50%超低下しており、また実績が取得時点の事業計画を一定期間下回る等の理由により超過収益力の低下が認められる場合には、減損処理を実施する方針です。

Ⅱ 主要な仮定

投資時における超過収益力を検討する際には、過去の実績や入手した投資先の事業計画等を総合的に勘案し検討しております。当該検討には、見積りの要素が含まれており、重要性に応じて、事業計画上の売上の基礎となる将来の採用イベント開催数及び人材紹介件数等を主要な仮定としております。

Ⅲ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

翌事業年度において、投資先の業績が事業計画を下回り、投資時に見込んでいた超過収益力が著しく毀損する場合は、関係会社株式の評価損を計上する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	9,954千円
--------	---------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	421千円
------------	-------

売上高	421千円
-----	-------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	294,824株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	23,653千円
未払費用	9,735千円
未払金	397千円
賞与引当金	42,459千円
固定資産減損損失	5,038千円
敷金償却額	1,762千円
繰延税金資産合計	83,047千円
繰延税金負債合計	一千円
繰延税金資産の純額	83,047千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高
子会社	株式会社リアライブ	所有 直接100%	被債務保証	当社の借入に対する債務保証（注）	765,000	—	—

（注）当社の借入に対して債務保証を受けております。また、上記取引金額には、借入金残高を記載しており、保証料の支払いは行っておりません。

8. 収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表5.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	217円37銭
(2) 1株当たり当期純利益	70円59銭

(注) 当社は、2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(添付書類)

事業報告

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、物価上昇、地政学リスク及び世界的な金融引き締めによる海外経済の影響や物価上昇による景気への下押し圧力があつたものの、雇用、所得環境の改善等により全体的には緩やかな回復傾向にあります。

当社グループが主に事業を行う介護業界においては、異業種からの新規参入による競争の激化や人材採用難の状況が継続していることにより、全体として厳しい状況が続いております。この結果、介護事業所の再編が加速しており、M&Aによる事業承継への需要が高まっている状況にあります。また、我が国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は年々上昇し、介護サービスの需要が拡大していることを背景として、介護高齢者マーケットへの参入意欲は引き続き旺盛であります。

このような環境のもと、当社グループは商談型展示会を開催することによって、単体事業としても収益を上げながら、来場者である介護事業者と出展社である各種サプライヤー（*1）、双方の決裁権限者の情報並びに業界特有の課題・ニーズに直接アクセスできる利点を活かし、M&A仲介を含む様々なサービスを提供していく独自のビジネスモデルを展開しております。

当連結会計年度においては、展示会事業とM&A仲介サービスに加え、2023年4月1日付で株式会社リアライブの全株式を取得し、新たに人材採用支援事業を注力事業として、これらの育成に努めております。

展示会事業のうち介護分野におきましては、「CareTEX（*2）」及び商品ジャンル特化型展示商談会「CareTEX One」を東京都、大阪府、福岡県、宮城県、愛知県、神奈川県、北海道の全国合計7エリアで開催するため、来場者及び出展社への販促活動を行ってまいりました。また、新型コロナウイルス感染症を契機に大きく変容した社会・ビジネス環境の中で、介護・健康施術事業者と介護・健康施術関連サプライヤーに効率的かつ安全に配慮した新たな商談・マッチング機会を提供すべく、商談型オンライン展示会「CareTEX 365 オンライン」及び「からだケアEXPO 365 オンライン」を開催しております。

また、展示会事業のうちＩＴ分野におきましては、オンライン展とリアル展をシームレスに融合させ、双方の強みを活かした、新発想のハイブリッド展示会「ＤＸＰＯ（読み：ディーエクスポ）」を東京、大阪、福岡及びオンライン上で開催するため、来場者及び出展社に対する販促活動を行ってまいりました。

一方、Ｍ＆Ａ仲介事業につきましては、案件の成約に注力するとともに、新分野である建設・ＩＴ等の各分野への横展開を本格化するための営業活動を実施いたしました。また、前年度に引き続き、Ｍ＆Ａコンサルタントを大幅に増員するための採用活動を実施いたしました。

また、人材採用支援事業につきましては、新卒向け採用イベント「ジョブトラ」の開催・運営及び求人企業への人材紹介を行う一方で、引き続き当社のノウハウである教育体制の整備・仕組化に注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は4,414,344千円、営業利益は916,243千円、調整後営業利益(*3)は1,103,743千円、経常利益は911,112千円、親会社株主に帰属する当期純利益は608,367千円となりました。

なお、当社個別の経営成績は、売上高は3,640,999千円（前年度比19.5％増）、営業利益は1,017,556千円（前年度比7.6％増）、経常利益は1,011,830千円（前年度比7.2％増）、当期純利益は706,065千円（前年度比13.6％増）となりました。

以上により、グループ体制となったことにより売上高は過去最高を記録し、当社個別業績でも、売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益が、いずれも過去最高となりました。

(*1)介護用品メーカー、機械浴槽や建材等の設備備品メーカー及び介護ソフトや配食等の施設向けサービス事業者等

(*2)「CareTEX」のうち東京展及び大阪展については、複数の専門展により構成される「ケアウィーク」の総称にて開催。

(*3)2021年2月1日を割当日とする新株予約権の行使条件となる利益であり、連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。）に記載の営業利益から、のれん償却費、顧客関連資産償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用の影響を排除した金額です。

調整後営業利益＝営業利益＋のれん償却費＋顧客関連資産償却費＋株式報酬費用

当連結会計年度における各セグメントの概況は、以下のとおりです。

なお、当連結会計年度より、「商談型展示会事業」と「ハイブリッド展示会事業」の2つの報告セグメントを「展示会事業」に変更しております。

当社は当連結会計年度より連結財務諸表を作成しております。当連結会計年度と前連結会計年度との比較分析は行なえませんが、参考のため、前年度当社個別決算との比較を行っております。

(イ) 展示会事業

展示会事業のうち介護分野においては、商談型展示会である「CareTEX」及び商品ジャンル特化型展示商談会「CareTEX One」並びに商談型オンライン展示会「CareTEX 365 オンライン」及び「からだケアEXPO 365 オンライン」の運営を行っております。当連結会計年度においては、6月に横浜展、7月に札幌展、8月に仙台展、10月に福岡展、11月から12月にかけて大阪展、1月に名古屋展、3月に東京展を開催いたしました。

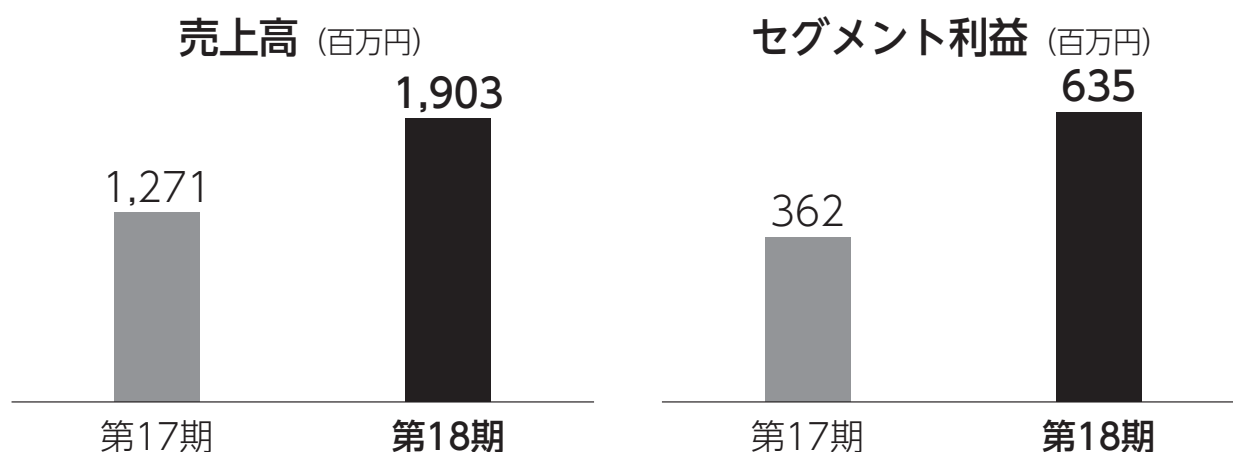
展示会事業のうちIT分野においては、オンライン展とリアル展をシームレスに融合させ、双方の強みを活かした、新発想のハイブリッド展示会である「DXPO」の開催・運営を行っております。

ハイブリッド展示会「DXPO」とは、オンライン展の開設期間中（365日24時間）に並行してリアル展を年複数回開催し、リアル展の会期前1ヵ月及び会期後1ヵ月は、オンライン展でも集中的にマッチングすることで、「見込客獲得の量」と「商談の質」を高めつつ、かつ、年間を通じて継続的なマッチングの機会を提供するサービスです。

当連結会計年度においては、「バックオフィスDXPO」及び「営業・マーケティング／広告・販促／店舗・EC DXPO」をオンライン上で開催するとともに、8月に東京展、10月に九州初となる福岡展、2月から3月にかけて大阪展を開催いたしました。

また、展示会関連サービスとして、ブース施工・運営支援のサービスを提供してまいりました。

以上の結果、介護分野・IT分野ともに展示会の規模が拡大し出展小間数が増加したため、当連結会計年度における展示会事業の売上高は1,903,183千円（前年度比49.7%増）、セグメント利益は635,226千円（前年度比75.4%増）、出展小間数は3,768小間（前年度比36.4%増）となり、売上高及びセグメント利益ともに過去最高を記録しました。

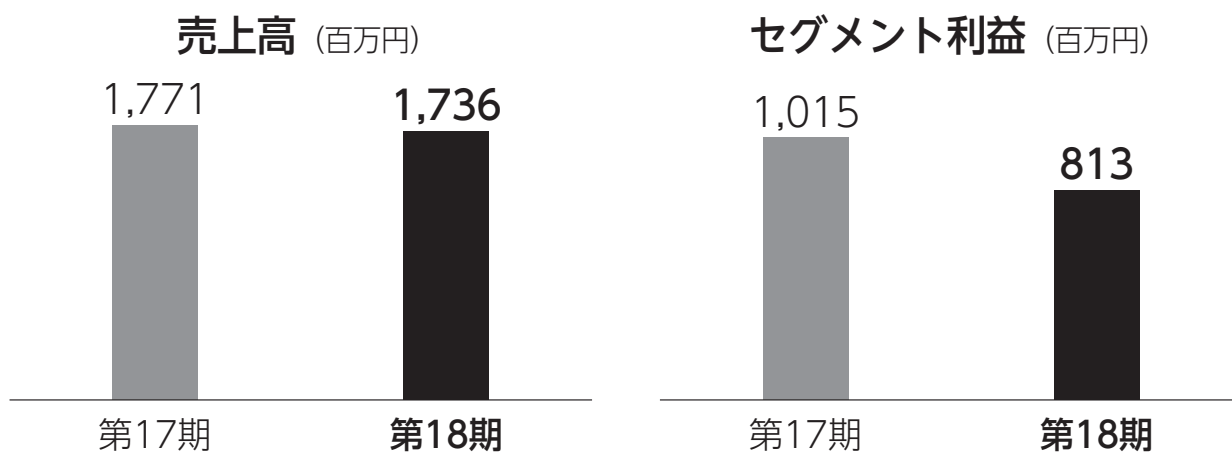


(ロ) M&A仲介事業

M&A仲介事業は、介護・医療及び障害福祉事業者等に向け、M&A仲介サービスの提供を行っております。当該事業におきましては、ウェブサイトのコンテンツ充実、セミナーの開催、ダイレクトメール及び地域金融機関等との業務提携によって案件獲得を強化するとともに、案件の成約に注力いたしました。

また、当連結会計年度においては、当連結会計年度はもとより翌年度に向けた大幅な売上拡大を見据え、①建設・IT分野を始めとした新分野における売主・買主の開拓及び案件成約のために主力のコンサルタントの一定数を投入したほか、②事業部門全体で、介護分野も含めた案件のソーシングに注力したことにより、上半期の案件の成約に遅れが生じておりました。これに加えて、当連結会計年度に発覚した元従業員の不正に関連する処分に伴い、コンサルタントの人員数が当初の計画を下回ったことにより案件成約の遅れが発生し、当連結会計年度の成約組数は、151組（前年度比4.9%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるM&A仲介事業の売上高は1,736,696千円（前年度比2.0%減）、セグメント利益は813,113千円（前年度比19.9%減）となりました。

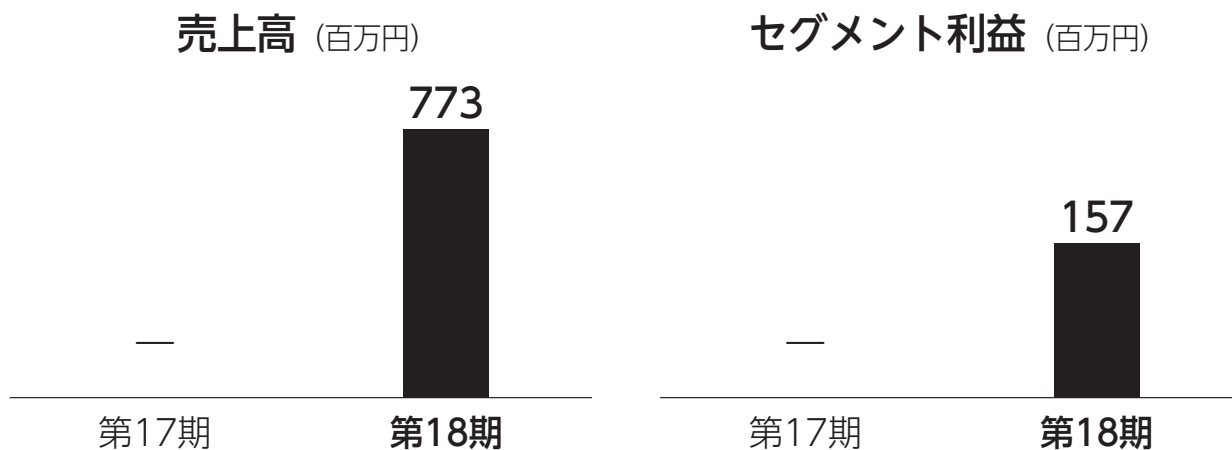


(ハ) 人材採用支援事業

人材採用支援事業においては、新卒向け採用イベント「ジョブトラ」の開催・運営及び求人企業への人材紹介を行っております。

当連結会計年度においては、当社のノウハウである教育体制の整備・仕組化を浸透させるなど、社内体制の強化を図るとともに、事業の育成に注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における人材採用支援事業の売上高は773,766千円、セグメント利益は157,755千円となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の内容は、主に業務で使用するサーバーのリプレイス費用及び自社利用システムの追加機能開発に係るものであり、総額16,808千円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金

をもって充当いたしました。その他、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

(イ) 2025年3月期の見通し

2025年3月期の我が国経済は、引き続き緩やかな回復基調で推移することが期待される一方、地政学リスクの高まりや金融資本市場の変動等、依然として先行き不透明な状況が続くものと推測しております。

セグメント別の見通しは以下のとおりです。

①展示会事業

介護分野においては、今後も「C a r e T E X」及び「C a r e T E X O n e」の開催エリアの拡大及び出展規模の拡大を図っていく計画であります。2025年3月期においては、前年度の全国7エリアでの開催に加え、C a r e T E X 東京【夏】を新規開催する予定です。また、営業活動が正常化し、リアル展へのニーズも回復していることから、出展小間契約は順調に獲得できることを見込んでおります。

I T分野においては、オンライン展とリアル展をシームレスに融合させ、双方の強みを活かした、新発想のハイブリッド展示会である「D X P O」の開催・運営を、引き続き行ってまいります。なお、2025年3月期においては、D X P O 東京【秋】を新規開催し、東京・大阪・福岡で計4回の開催を予定しております。

以上により、2025年3月期通期の展示会事業の業績は、出展小間契約は5,000小間（当連結会計年度比32.7%増）、売上高2,292百万円（当連結会計年度比20.5%増）、セグメント利益733百万円（当連結会計年度比15.5%増）を見込んでおります。

なお、当社は業績予想を策定する上で、新型コロナウイルス感染症等（以下「感染症等」といいます。）の影響が発生せず、営業活動が通常どおりできることを前提としております。このため、感染症等の影響により緊急事態宣言が発出されたり、政府や自治体等の要請により展示会の開催ができなくなった場合、業績に影響を与える可能性があります。

②M&A仲介事業

M&A仲介事業においては、自社開発した「M&A工程管理システム」により、厳格な工程管理を行うことで、コンサルタント個人の経験や能力に依

存しがちなM&Aの工程を「定型化」「可視化」し、案件進捗の確実性とスピードを担保してまいりました。

一方、ここ数年の急速なコンサルタントの増員により、事業部内の一部において、従業員の教育・管理体制の不備が発生しており、従来のM&A工程管理に加え、行動管理を含む教育・管理体制の強化が急務となっております。このため、2023年10月より新教育制度・新KPI管理手法の導入を開始しておりますが、本制度導入により、実務能力が高くかつ即戦力となる強固な人材の育成に寄与するとともに、中長期的な業績の拡大に寄与できるものと確信しております。

なお、制度定着に一定の時間を要することから、従来の採用計画を変更し、2024年9月まではコンサルタントの新規採用を一旦抑制したうえで、2024年10月より本格的にコンサルタントの採用を再開することといたします。

以上により、2025年3月期通期のM&A仲介事業の業績は、成約組数は200組（当連結会計年度比32.4%増）、売上高2,048百万円（当連結会計年度比18.0%増）、セグメント利益995百万円（当連結会計年度比22.5%増）を見込んでおります。

なお、当社は業績予想を策定する上で、感染症等の影響が発生せず、訪問・面談等が通常どおりできることを前提としております。このため、感染症等の影響により緊急事態宣言が発出されたり、政府や自治体等の要請により訪問・面談等ができなくなった場合、業績に影響を与える可能性があります。

③人材採用支援事業

人材採用支援事業においては、当社の第3の柱となる事業とすべく、当社のノウハウである教育体制の整備・仕組化を浸透させ、採用イベント事業及び人材紹介事業の基盤構築に注力してまいりました。2025年3月期においては、採用イベント開催数の増加、人材紹介の売上拡大により、各事業を成長軌道に乗せてまいります。

以上により、2025年3月期通期の人材採用支援事業の業績は、売上高1,136百万円（当連結会計年度比46.8%増）、セグメント利益297百万円（当連結会計年度比88.3%増）を見込んでおります。

なお、当社は業績予想を策定する上で、感染症等の影響が発生せず、営業活動が通常どおりできることを前提としております。このため、感染症等の影響により緊急事態宣言が発出されたり、政府や自治体等の要請により採用

イベントの開催ができなくなった場合、業績に影響を与える可能性があります。

以上の結果、2025年3月期通期連結業績予想につきましては、売上高は5,477百万円（当連結会計年度比24.1%増）、営業利益は1,208百万円（当連結会計年度比31.8%増）、調整後営業利益は1,374百万円（当連結会計年度比24.5%増）、経常利益は1,199百万円（当連結会計年度比31.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は767百万円（当連結会計年度比26.2%増）を見込んでおります。

（ロ）中期的な見通し

当社は、大きく変容する社会・ビジネス環境に対応し、更なる事業拡大を図るため、2025年3月期を最終年度とする中期経営計画「Vision2025」を公表し、この実現に取り組んでおります。しかしながら、前述のとおり、M&A仲介事業における教育・管理体制強化のため、M&A仲介事業の事業計画を一部見直したことから、中期経営計画の最終年度を1年延長し、2026年3月期に、当初予定していた売上・経常利益の達成を見込むことといたしました。このため、2025年3月期以降の業績予想、並びに定性情報の一部を2021年5月11日公表の「中期経営計画」から変更いたしました。

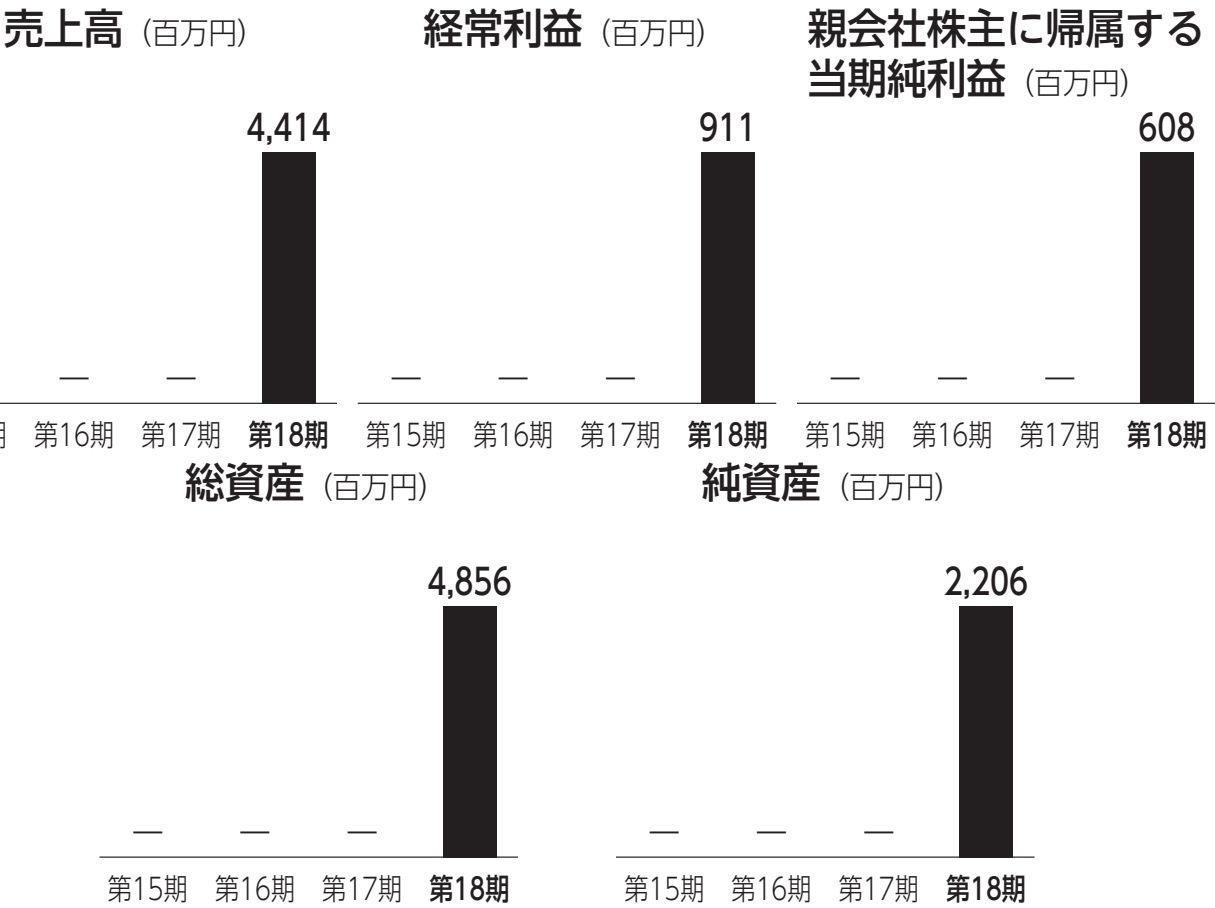
当社は、引き続き、中期経営計画の達成をとおして、2026年3月期を基準期としてプライム市場への上場を果たし、企業理念である「マッチング・ファースト」を実現してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第15期 2021年3月期	第16期 2022年3月期	第17期 2023年3月期	第18期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売上高	-	-	-	4,414,344 千円
経常利益	-	-	-	911,112 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	608,367 千円
1株当たり当期純利益	-	-	-	60円82銭
総資産	-	-	-	4,856,768 千円
純資産	-	-	-	2,206,321 千円
1株当たり純資産額	-	-	-	204円81銭

- (注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第17期以前の状況は記載していません。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出したものであります。
3. 当社は、2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

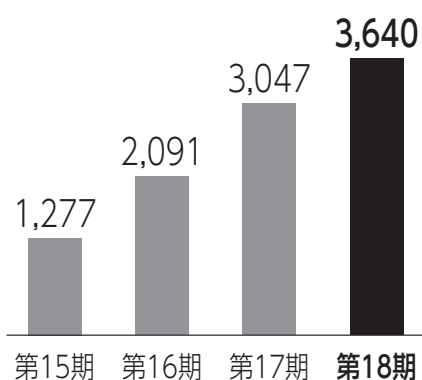


②当社の財産及び損益の状況

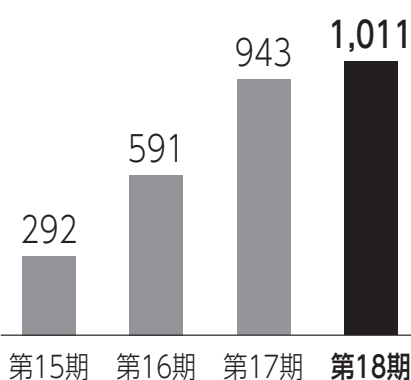
区分	第15期 2021年3月期	第16期 2022年3月期	第17期 2023年3月期	第18期 (当事業年度) 2024年3月期
売上高	1,277,809 千円	2,091,050 千円	3,047,241 千円	3,640,999 千円
経常利益	292,045 千円	591,869 千円	943,486 千円	1,011,830 千円
当期純利益	198,599 千円	349,419 千円	621,589 千円	706,065 千円
1株当たり当期純利益	19円89銭	34円71銭	61円93銭	70円59銭
総資産	1,674,156 千円	2,328,652 千円	4,326,385 千円	4,618,775 千円
純資産	945,773 千円	1,356,343 千円	1,854,079 千円	2,330,201 千円
1株当たり純資産額	93円39銭	127円10銭	171円98銭	217円37銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出したものであります。
2. 当社は、2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

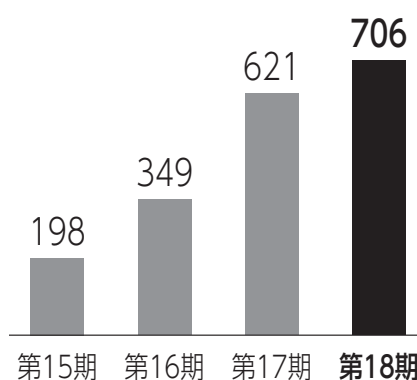
売上高 (百万円)



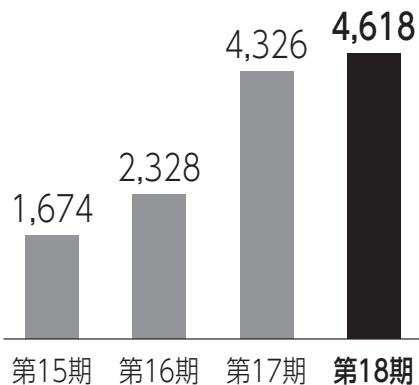
経常利益 (百万円)



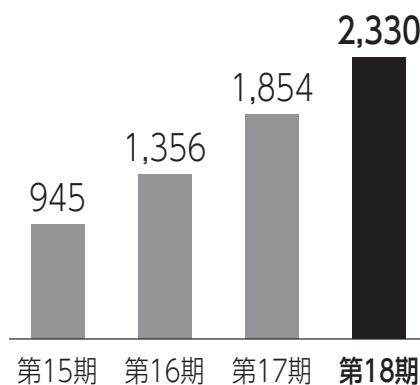
当期純利益 (百万円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社リアライブ	10,000千円	100%	新卒採用イベント「ジョブトラ」運営、人材紹介

(注) 1. 当社は、2023年4月1日付で、株式会社リアライブの全株式を取得し、子会社化いたしました。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次の通りであります。

特定完全子会社の名称	株式会社リアライブ
特定完全子会社の住所	東京都港区六本木1丁目7番27号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価格	1,222百万円
当社の総資産額	4,618百万円

(7) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業部門	事業内容
展示会事業	商談型展示会の運営ならびにハイブリッド展示会「DXPO」の運営
M&A仲介事業	介護、医療、障害福祉、保育、建設及びIT分野のM&A仲介
人材採用支援事業	新卒採用イベント「ジョブトラ」運営、人材紹介
その他	配食マッチングサービスの運営

(8) 主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

①当社

名称	所在地
本社	東京都港区

②主要な子会社の事業所

名称	所在地
株式会社リアライブ	東京都港区

(9) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
展示会事業	60 (7) 名	—
M&A仲介事業	73 (6)	—
人材採用支援事業	50 (28)	—
全社 (共通)	13 (2)	—
合計	196 (43)	—

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり臨時従業員（アルバイト、契約社員、人材会社からの派遣
む。）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度比増減は記載
していません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末日増減	平均年齢	平均勤続年数
146 (15) 名	32名増 (3名減)	33.63歳	2年4ヵ月

- (注) 従業員数は就業人員であり臨時従業員（アルバイト、契約社員、人材会社からの派遣を含
む。）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（2024年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	886,094 千円
株式会社三井住友銀行	398,386 千円
株式会社日本政策金融公庫	66,070 千円
株式会社商工組合中央金庫	63,040 千円

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 33,960,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,160,400株（自己株式294,824株を含む）
- (3) 株 主 数 1,041名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数		持 株 比 率	
新 村 祐 三	4,788	千株	48.53	%
新 村 佐麻美	640	千株	6.49	%
山 口 貴 弘	487	千株	4.94	%
天 池 祥 子	475	千株	4.82	%
田 原 学	378	千株	3.83	%
速 水 健 史	356	千株	3.61	%
中 山 慶一郎	185	千株	1.88	%
株式会社SBI証券	184	千株	1.87	%
新 村 理 紗	160	千株	1.62	%
太 田 丈 史	152	千株	1.54	%

（注）持株比率は自己株式（294,824株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

(イ) 自己株式取得

当社は、2023年11月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ① 取得対象株式の種類 当社普通株式
- ② 取得した株式の総数 214,100株
- ③ 取得価額 299,930千円
- ④ 取得期間 2023年11月9日～2024年2月15日
- ⑤ 取得理由 株主還元の一環として、また、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため

(ロ) 自己株式の処分

当事業年度におけるストックオプションの権利行使による自己株式の処分

- | | | |
|----------------|----------------|----------|
| ① 処分した株式の種類及び数 | 普通株式 | 55,200株 |
| ② 処分価額の総額 | | 56,036千円 |
| ③ 処分の目的 | ストックオプションの権利行使 | |

(ハ) 株式分割

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、2023年6月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更しました。

これにより、発行可能株式総数は33,960,000株に、また、発行済株式の総数は、10,160,400株（自己株式を含む）となりました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	新 村 祐 三	株式会社リアライブ取締役
常務取締役	速 水 健 史	コンサルティング事業部管掌 株式会社リアライブ取締役
取締役	武 田 学	メディア事業部管掌 株式会社リアライブ取締役
取締役（常勤監査等委員）	土 橋 薫	株式会社リアライブ監査役
取締役（監査等委員）	田 中 智 行	ブリッジコンサルティンググループ 株式会社取締役
取締役（監査等委員）	森 川 友 尋	三宅坂総合法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役（監査等委員）田中智行氏、森川友尋氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）田中智行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）森川友尋氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、土橋薫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 社外取締役の重要な兼職の状況については上表に記載のとおりであります。なお、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が、固定報酬については人事考課制度に定める等級表に基づき計算され、業績連動報酬については目標達成率及び個人考課部分

を反映させた金額となっていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 社内取締役（社外取締役以外をいう）

1. 社内取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該社内取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。
2. 社内取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成され、各社内取締役の職責・役位及び業績等に基づき算定する。
 - i. 固定報酬は、人事考課制度に定める等級表に基づき決定する。
 - ii. 業績連動報酬である年次賞与は、人事考課制度に基づき連結営業利益等の目標達成率を社内取締役共通の評価指標とする。また、財務的な業績数値だけでは測ることができない戦略目標の達成度を評価基準に加えるために、取締役について個人考課部分を設定する。
 - iii. 固定報酬・業績連動報酬は金銭報酬のみとする。
 - iv. 社内取締役の報酬等の交付時期について、固定報酬は月例、業績連動報酬は年1回とする。
3. 社内取締役の個人別の報酬について、報酬の種類ごとの比率に係る決定の方針については、人事考課制度に定める倍率による。

ロ. 社外取締役

1. 社外取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場で経営に関与・助言を行うことができる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。
2. 社外取締役の報酬は、固定報酬のみとし、各取締役の経験、実績、専門性等を総合的に評価して算定する。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役その他の第三者に委任する場合

1. 当該委任を受ける者は、代表取締役社長 新村祐三とする。
2. 委任する内容は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案し、個人別の固定報酬及び業績連動報酬を決定する権限とする。
3. 1の者により委任する権限が適切に行使されるようにするため、取締役会は、役員報酬の決定に関する基本方針を決議した上で、取締役の固定報酬及び業績連動報酬の個人配分を一任する。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬 等	
取締役 (監査等委員を除く)	103,561	66,072	37,489	—	3
(うち社外取締役)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
取締役 (監査等委員)	14,400	14,400	—	—	5
(うち社外取締役)	(7,650)	(7,650)	(—)	(—)	(4)
合計	117,961	80,472	37,489	—	8
(うち社外役員)	(7,650)	(7,650)	(—)	(—)	(4)

- (注) 1. 上記には、2023年6月23日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役2名が含まれております。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、人事考課制度に基づく連結営業利益等の目標達成率であり、その実績は連結営業利益916百万円であります。当該指標を選択した理由は当該利益指標が当社の業績を評価する基準として客観的であると判断しているためです。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第15期定時株主総会において年額5億円以内（うち、社外取締役年額1億5千万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。本株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、3名（うち社外取締役0名）であります。
4. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第15期定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。本株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役2名）であります。
5. 取締役会は、代表取締役社長 新村祐三に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(3) 当事業年度における社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	田 中 智 行	当事業年度開催の取締役会16回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な知識と企業経営者としての見識を活かし、客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、その他必要な助言・提言を行っており、当社が社外取締役として期待する重要な役割を果たしました。
社外取締役 (監査等委員)	森 川 友 尋	2023年6月23日就任以降に開催された取締役会13回のすべてに、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、その他必要な助言・提言を行っております。

~~~~~

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

|                    |                            | 第12回新株予約権                                  | 第13回新株予約権                                  |
|--------------------|----------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 発行決議日              |                            | 2016年8月2日                                  | 2017年3月29日                                 |
| 新株予約権の数            |                            | 6個                                         | 6個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 |                            | 普通株式24,000株<br>(新株予約権1個につき4,000株)<br>(注) 1 | 普通株式24,000株<br>(新株予約権1個につき4,000株)<br>(注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額     |                            | 新株予約権1個当たり72,000円<br>(1株当たり18円)(注) 1       | 新株予約権1個当たり172,000円<br>(1株当たり43円)(注) 1      |
| 権利行使期間             |                            | 2019年7月1日から<br>2026年6月30日まで                | 2025年4月1日から<br>2027年1月31日まで                |
| 行使の条件              |                            | (注) 2                                      | (注) 2                                      |
| 役員の保有状況            | 取締役<br>(監査等委員・社<br>外役員を除く) | 新株予約権の数 6個<br>目的となる株式数 24,000株<br>保有者数 1名  |                                            |
|                    | 取締役<br>(監査等委員)             | —                                          | 新株予約権の数 6個<br>目的となる株式数 24,000株<br>保有者数 1名  |

(注) 1. 2021年6月1日付及び2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は株式分割後の数値を記載しております。

#### 2. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

- ① 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできない。
- ④ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

#### 3. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

- ① 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2020年3月期及び2021年3月期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書。以下同じ。）の営業利益の合計額が、500百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を全て行使することができる。

ただし、上記が達成されない場合においても、2020年3月期及び2021年3月期の営業利益がいずれも136百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の数の20%を限度として行使することができる。なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数

に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。

## (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2021年1月13日の取締役会において、時価発行新株予約権信託の受託者である弁護士 園部洋士氏に対し、新株予約権を発行することを決議し、2021年2月1日に付与いたしました。

本新株予約権は、以下のとおり、第三者割当により発行される新株予約権の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランとなっております。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

|                    | 第15回新株予約権                                 | 第16回新株予約権                                 |
|--------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 発行決議日              | 2021年1月13日                                | 2021年1月13日                                |
| 新株予約権の数            | 400個                                      | 1,600個                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式160,000株<br>(新株予約権1個につき400株)<br>(注) 1 | 普通株式640,000株<br>(新株予約権1個につき400株)<br>(注) 1 |
| 新株予約権の払込金額         | 新株予約権1個当たり100円<br>(1株当たり0.25円) (注) 1      | 新株予約権1個当たり100円<br>(1株当たり0.25円) (注) 1      |
| 新株予約権の行使価格         | 新株予約権1株当たり574円                            | 新株予約権1株当たり574円                            |
| 権利行使期間             | 2024年8月1日から<br>2028年1月31日まで               | 2027年8月1日から<br>2031年1月31日まで               |
| 行使の条件              | (注) 2                                     | (注) 3                                     |
| 割当先                | 園部 洋士 (注) 4                               | 園部 洋士 (注) 5                               |

(注) 1. 2021年6月1日付及び2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は株式分割後の数値を記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

- ① 本第15回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は本第15回新株予約権を行使することができず、かつ、第15回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本第15回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第15回新株予約権者」という。）のみが本第15回新株予約権を行使できることとする。
- ② 受益者は下記に定める各条件を充たした場合、各本第15回新株予約権者に割り当てられた本第15回新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」とい

う。)の個数を限度として、本第15回新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合によって行使可能個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a)2022年3月期または2023年3月期の営業利益が5億円を超過した場合

行使可能割合：100%

(b)(a)が未達成の場合で2024年3月期の営業利益が5億円を超過した場合

行使可能割合：50%

なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書にのれん償却費、顧客関連資産償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- ③ 受益者は、本第15回新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ④ 受益者の相続人による本第15回新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本第15回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなる場合は、当該本第15回新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本第15回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑦ 当社と受益者との間で締結する新株予約権の取得に関する覚書に定めるその他条件に違反した場合、本第15回新株予約権を行使できないものとする。
- ⑧ 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。

3. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

- ① 本第16回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は本第16回新株予約権を行使することができず、かつ、第16回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本第16回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第16回新株予約権者」という。）のみが本第16回新株予約権を行使できることとする。
- ② 受益者は下記に定める各条件を充たした場合、各本第16回新株予約権者に割り当てられた本第16回新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本第16回新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合によって行使可能個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a)2023年3月期から2025年3月期におけるいずれかの事業年度の営業利益が10億円を超過した場合

行使可能割合：50%

(b)2023年3月期から2026年3月期におけるいずれかの連続する2事業年度の営業利益の累計額が25億円を超過した場合

行使可能割合：100%

なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書にのれん償却費、顧客関連資産償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- ③ 受益者は、本第16回新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
  - ④ 受益者の相続人による本第16回新株予約権の行使は認めない。
  - ⑤ 本第16回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第16回新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑥ 各本第16回新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
  - ⑦ 当社と受益者との間で締結する新株予約権の取得に関する覚書に定めるその他条件に違反した場合、本第16回新株予約権を行使できないものとする。
  - ⑧ 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。
4. 園部洋士は時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日（2024年7月31日）時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。
5. 園部洋士は時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日（2027年7月31日）時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。

## 会社役員に関する事項

### (1) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」という。）を保険会社との間で締結しており、これにより、当社及び当社の子会社の役員及び執行役員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額当社が負担しております。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、更新を予定しております。

## 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) PwC京都監査法人は、2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人と合併し、PwC Japan有限責任監査法人となりました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 25,900千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,900千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 解任不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「行動指針」を制定し、役員及び役職者はこれを率先垂範し、全従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続して行い、健全な企業風土の醸成に努める。
  - ・コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、常勤役員及び部長職以上の役職者で構成する経営会議にて、コンプライアンス体制の構築・管理・維持に当たる。
  - ・コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - ・内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
  - ・当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当要求には断固としてこれを拒絶する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
  - ・取締役及び監査等委員である取締役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・リスク管理規程及びリスク管理マニュアルを制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
  - ・危機発生時には、対策本部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、経営計画を策定する。
  - ・取締役会規程、組織及び職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
  - ・取締役会を毎月1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催す

る。

- ・ 社外取締役は、適宜社長及び他の取締役と経営状況についての情報交換を行い、適切に助言を行う。
- ・ 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。

⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査等委員会の求めに応じて、取締役会は監査等委員である取締役と協議の上、補助使用人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- ・ 前項の補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性の確保及び監査等委員会からの補助使用人に対する指示の実効性の確保のため、補助使用人の異動、人事考課及び賞罰は監査等委員会の同意を要する。

⑥ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- ・ 監査等委員及びその補助使用人は、取締役会の他、経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- ・ 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員会に報告する。
- ・ 取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ・ 報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制については、内部通報規程に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査等委員会への適切な報告体制を確保する。

⑦ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会は、法令に従い、監査等委員である社外取締役を含み、公正かつ透明性を担保する。
- ・ 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ・ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当と定期的に情報交換を行い、

相互の連携を図る。

- ・監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合には、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ・内部統制担当を置き、計画に基づき職務の執行状況をモニタリングし、内部統制システムが有効に機能しているかについて個別に検証を行い、必要と認められる場合には代表取締役社長への報告を行う。
- ・代表取締役社長は、内部統制担当、内部監査担当、監査等委員会からの報告をもとに、全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、経営会議を通じて必要な措置を講じる。

⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ・反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
  - イ 当社の社内規程に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
  - ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
- ・反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
  - イ 「反社会的勢力への対応ガイドライン」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全社員に配布するとともに適宜社内研修等を行い、周知徹底する。
  - ロ 反社会的勢力の排除を推進するために管理本部を統括管理部署とし、また、不当要求対応の責任者を設置する。
  - ハ 「反社会的勢力への対応に関する規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
  - ニ 取引等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
  - ホ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
  - ヘ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役は全員出席のもと、取締役会において経営上の意思決定を行ってお

ります。なお、取締役会規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

② 監査等委員の職務執行

監査等委員は、取締役会議事録や稟議書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や会計監査人との面談により監査を行う他、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。

③ リスク管理及びコンプライアンス

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、経営会議の開催を通じて、リスクマネジメント体制の強化及びコンプライアンスの遵守に努めております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

ブティックス株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 村 仁  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 健 一  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ブティックス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整

備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽

減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査担当と連携の上、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制については、指摘すべき事項は認められません。

2024年5月24日

ブティックス株式会社 監査等委員会

監査等委員 土 橋 薫 ㊞

監査等委員 田 中 智 行 ㊞

監査等委員 森 川 友 尋 ㊞

(注) 監査等委員 田中 智行、及び森川 友尋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

# 吸収合併に関する事前備置書類（変更）

（会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づく事前備置書類）

2025年5月23日

株式会社リアライブ

2025年5月23日

東京都港区三田 1 丁目 4 番28号  
株式会社リアライブ  
代表取締役社長 新村 祐三

当社は、ブティックス株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に関し、2025年5月23日付で、会社法第782条第 1 項および会社法施行規則第182条に基づく事前備置書類を備え置いておりますが、当該事前備置書類のうち別紙 2 に変更すべき事項が発生しましたので、次頁以下のとおり、変更後の別紙 2 を開示します。なお、当該別紙 2 以外に変更箇所はありません。

以上

# 計 算 書 類

(第 19 期)

自 2024 年 4 月 1 日  
至 2025 年 3 月 31 日

ブティックス株式会社

東京都港区三田 1-4-28

## 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額       | 科 目                 | 金 額       |
|---------------|-----------|---------------------|-----------|
| (資 産 の 部)     |           | (負 債 の 部)           |           |
| 流 動 資 産       | 3,720,797 | 流 動 負 債             | 1,908,386 |
| 現 金 及 び 預 金   | 3,589,681 | 1年内返済予定の長期<br>借 入 金 | 292,244   |
| 預 け 金         | 460       | 未 払 法 人 税 等         | 330,565   |
| 売 掛 金         | 62,061    | 未 払 金               | 217,421   |
| 前 渡 金         | 37,067    | 未 払 費 用             | 30,801    |
| 前 払 費 用       | 23,668    | 前 受 金               | 831,556   |
| そ の 他         | 8,459     | 賞 与 引 当 金           | 193,929   |
| 貸 倒 引 当 金     | △602      | そ の 他               | 11,867    |
| 固 定 資 産       | 1,044,727 | 固 定 負 債             | 615,880   |
| 有 形 固 定 資 産   | 169,836   | 長 期 借 入 金           | 611,826   |
| 建 物           | 98,066    | そ の 他               | 4,054     |
| 工具、器具及び備品     | 125,949   | 負 債 合 計             | 2,524,267 |
| 建 設 仮 勘 定     | 7,165     | (純 資 産 の 部)         |           |
| リ ー ス 資 産     | 4,582     | 株 主 資 本             | 2,002,997 |
| 減 価 償 却 累 計 額 | △65,929   | 資 本 金               | 50,000    |
| 無 形 固 定 資 産   | 153,531   | 資 本 剰 余 金           | 296,673   |
| ソ フ ト ウ ェ ア   | 153,531   | 資 本 準 備 金           | 189,260   |
| 投資その他の資産      | 721,359   | そ の 他 資 本 剰 余 金     | 107,412   |
| 関 係 会 社 株 式   | 425,239   | 利 益 剰 余 金           | 2,243,656 |
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 174,880   | そ の 他 利 益 剰 余 金     | 2,243,656 |
| 繰 延 税 金 資 産   | 120,692   | 繰 越 利 益 剰 余 金       | 2,243,656 |
| 長 期 前 払 費 用   | 547       | 自 己 株 式             | △587,332  |
| 資 産 合 計       | 4,765,524 | 新 株 予 約 権           | 238,259   |
|               |           | 純 資 産 合 計           | 2,241,256 |
|               |           | 負 債 純 資 産 合 計       | 4,765,524 |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 4,341,769 |
| 売 上 原 価               |         | 669,434   |
| 売 上 総 利 益             |         | 3,672,335 |
| 販売費及び一般管理費            |         | 2,301,534 |
| 営 業 利 益               |         | 1,370,801 |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 1,760   |           |
| 助 成 金 収 入             | 4,000   |           |
| そ の 他                 | 3,168   | 8,928     |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 8,690   |           |
| そ の 他                 | 899     | 9,590     |
| 経 常 利 益               |         | 1,370,139 |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 797,749 |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 86      | 797,835   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 572,303   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 482,887 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △37,645 | 445,241   |
| 当 期 純 利 益             |         | 127,061   |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本 |           |                  |             |              |             |          |             |
|---------------------------------|---------|-----------|------------------|-------------|--------------|-------------|----------|-------------|
|                                 | 資本金     | 資本剰余金     |                  |             | 利益剰余金        |             | 自己株式     | 株主資本<br>合 計 |
|                                 |         | 資本<br>準備金 | その他<br>資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |          |             |
|                                 |         |           |                  |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |          |             |
| 当期首残高                           | 50,000  | 189,260   | 169,709          | 358,970     | 2,116,595    | 2,116,595   | △381,126 | 2,144,439   |
| 当期変動額                           |         |           |                  |             |              |             |          |             |
| 当期純利益                           | －       | －         | －                | －           | 127,061      | 127,061     | －        | 127,061     |
| 自己株式の<br>取得                     | －       | －         | －                | －           | －            | －           | △300,003 | △300,003    |
| 自己株式の<br>処分                     | －       | －         | △62,297          | △62,297     | －            | －           | 93,797   | 31,500      |
| 株主資本以<br>外の項目の<br>当期変動額<br>(純額) | －       | －         | －                | －           | －            | －           | －        | －           |
| 当期変動額合計                         | －       | －         | △62,297          | △62,297     | 127,061      | 127,061     | △206,205 | △141,441    |
| 当期末残高                           | 50,000  | 189,260   | 107,412          | 296,673     | 2,243,656    | 2,243,656   | △587,332 | 2,002,997   |

|                     | 新株予約権   | 純資産合計     |
|---------------------|---------|-----------|
| 当期首残高               | 185,762 | 2,330,201 |
| 当期変動額               |         |           |
| 当期純利益               | －       | 127,061   |
| 自己株式の取得             | －       | △300,003  |
| 自己株式の処分             | －       | 31,500    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 52,497  | 52,497    |
| 当期変動額合計             | 52,497  | △88,944   |
| 当期末残高               | 238,259 | 2,241,256 |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 3～15年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

## (イ) 展示会事業

展示会事業においては、主に「リアル展」、「オンライン展」及び「DXPO」の開催を行っており、主な収益を下記の履行義務の充足時に認識しております。また、取引の対価は、通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

### 展示会事業（リアル展）収入

主に商談型展示会の出展社から得る出展料収入であり、当社は出展社に対して出展小間（出展社に貸し出すために仕切られたスペースの単位）を提供する義務を負っております。当該履行義務は展示会開催期間中、出展小間の提供を行うことをもって充足されます。

### 展示会事業（オンライン展）収入

主にオンライン展示会の出展社（動画掲載ブース）から得る、来場者が資料請求を行うことに対する成果課金またはオンライン商談設定に基づく収入です。当社は出展社に対してオンライン上での動画掲載ブースを提供する義務、資料を来場者へ提供する義務または出展社に対して商談のセッティングを代行する義務を負っております。

当該履行義務はオンライン上の展示会出展ブースの提供期間開始日から終了日までの間、オンライン上の出展ブースの提供や、来場者への資料提供または出展社に対する来場者とのアポイント設定の完了をもって充足されます。

### 展示会事業（DXPO）収入

主にオンライン展示会の開設期間中（365日24時間）に並行してリアル展示会を年複数回開催することに対する出展料等の収入であり、当社は出展社に対してオンライン上での動画掲載ブース及びリアル展示会の出展小間を提供する義務を負っております。

## (ロ) M&A仲介事業

主にM&Aによる事業承継ニーズを有する事業者に対し、購入・売却条件が合致する案件を紹介し、顧客間での譲渡契約を締結させることによる成功報酬型での仲介手数料収入であり、当社は顧客に対して、購入・売却条件が合致する案件を紹介する義務を負っております。当該履行義務は譲渡・譲受企業が最終譲渡契約を締結した時点をもって充足され、当該M&

Aが不成立となる要因が解消されたと判断した時に収益を認識しております。また、取引の対価は、通常、履行義務の充足時点と至近する日に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### 関係会社株式の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|           |           |
|-----------|-----------|
| 関係会社株式    | 425,239千円 |
| 関係会社株式評価損 | 797,749千円 |

#### (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

##### ①計上した金額の算出方法

関係会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額としていますが、超過収益力を加味して取得した関係会社株式については、1株当たり純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ50%超低下しており、また実績が取得時点の事業計画を一定期間下回る等の理由により超過収益力の低下が認められる場合には、減損処理を実施する方針です。当該方針に則り関係会社株式を評価した結果、当事業年度において、株式会社リアライブについて、797,749千円の関係会社株式評価損を計上しております。

##### ②主要な仮定

投資時における超過収益力を検討する際には、過去の実績や入手した投資先の事業計画等を総合的に勘案し検討しております。当該検討には、見積りの要素が含まれており、事業計画上の売上の基礎となる将来の採用イベント開催数及び人材紹介件数を主要な仮定としております。

##### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

翌事業年度において、投資先の業績が事業計画を下回り、投資時に見込んでいた超過収益力が著しく毀損する場合は、関係会社株式の評価損を計上する可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### 関係会社に対する金銭債権、債務

|        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 8,427千円 |
|--------|---------|

## 4. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

|            |       |
|------------|-------|
| 営業取引による取引高 | 830千円 |
| 売上高        | 830千円 |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 425,550株 |
|------|----------|

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |            |
|-----------|------------|
| 未払事業税     | 30,017千円   |
| 未払費用      | 8,201千円    |
| 未払金       | 484千円      |
| 賞与引当金     | 67,080千円   |
| 株式報酬費用    | 10,314千円   |
| 固定資産減損損失  | 2,141千円    |
| 敷金償却額     | 2,452千円    |
| 関係会社株式評価損 | 275,941千円  |
| 繰延税金資産小計  | 396,634千円  |
| 評価性引当額    | △275,941千円 |
| 繰延税金資産合計  | 120,692千円  |
| 繰延税金負債合計  | 一千円        |
| 繰延税金資産の純額 | 120,692千円  |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 種類  | 会社等の<br>名称        | 議決権等の所<br>有（被所有）<br>割合（％） | 関連当<br>事者と<br>の関係 | 取引内容                         | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末<br>残高 |
|-----|-------------------|---------------------------|-------------------|------------------------------|--------------|----|----------|
| 子会社 | 株式会社<br>リア<br>ライブ | 所有<br>直接100％              | 被債務<br>保証         | 当社の借入<br>に対する<br>債務保証<br>(注) | 540,000      | －  | －        |

(注) 当社の借入に対して債務保証を受けております。また、上記取引金額には、借入金残高を記載しており、保証料の支払いは行っておりません。

## 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 6.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 205円76銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 13円4銭   |

## 10. その他の注記

### (1) 関係会社株式評価損

当事業年度において連結子会社である株式会社リアライブの株式に係る評価損 797,749千円を計上しております。

### (2) 完全子会社の吸収合併

連結注記表「8. その他の注記 (2) 完全子会社の吸収合併」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

# 事業報告

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の高まりなどを背景に緩やかな回復の動きを見せる一方で、資源・エネルギー高や物価上昇による消費への影響懸念、地政学リスクの高まり、海外の経済政策の動向の影響等により、先行き不透明な状況が継続しております。

当社グループが主に事業を行う介護業界においては、異業種からの新規参入による競争の激化や人材採用難の状況が継続していることにより、全体として厳しい状況が続いております。この結果、介護事業所の再編が加速しており、M&Aによる事業承継への需要が高まっている状況にあります。また、我が国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は年々上昇し、介護サービスの需要が拡大していることを背景として、介護高齢者マーケットへの参入意欲は引き続き旺盛です。

このような環境のもと、当社グループは商談型展示会を開催することによって、単体事業としても収益を上げながら、来場者である介護事業者と出展社である各種サプライヤー（\*1）、双方の決裁権限者の情報並びに業界特有の課題・ニーズに直接アクセスできる利点を活かし、M&A仲介を含む様々なサービスを提供していく独自のビジネスモデルを展開しております。

当連結会計年度においては、展示会事業のうち介護分野におきましては、「CareTEX（\*2）」及び商品ジャンル特化型展示商談会「CareTEX One」を、前年度までの全国7エリア（東京都、大阪府、福岡県、宮城県、愛知県、神奈川県、北海道）での開催に加え、「CareTEX 東京[夏]」の新規開催及びコロナ禍で開催を延期していた「CareTEX One 広島」の再開に向けて、来場者及び出展社への販促活動を行ってまいりました。また、介護・健康施術事業者と介護・健康施術関連サプライヤーに効率的かつ安全に配慮した新たな商談・マッチング機会を提供すべく、商談型オンライン展示会「CareTEX 365 オンライン」を開催しております。

展示会事業のうちIT分野におきましては、オンライン展とリアル展をシームレスに融合させ、双方の強みを活かした、新発想のハイブリッド展示会「DXPO（読み：ディーエクスポ）」を、前年度までの東京、大阪、福岡、オンライン上での開催に加え、「DXPO 東京[秋]」を新規開催するため、来場者

及び出展社への販促活動を行ってまいりました。

M&A仲介事業におきましては、介護、医療、障害福祉、保育、建設及びIT分野における売主・買主の開拓及び案件成約に注力するとともに、新教育制度・新KPI管理手法の定着に取り組み、実務能力が高くかつ即戦力となる強固な人材の育成に取り組んでまいりました。

人材採用支援事業におきましては、新卒向け採用イベント「ジョブトラ」の開催・運営、求人企業への人材紹介に注力いたしました。

なお、2023年に買収した株式会社リアライブののれんについて、直近の業績の状況を踏まえ、将来の回収可能性を改めて詳細に検討した結果、買収当初の事業計画で想定していた利益水準に満たない見込みとなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額521,711千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は5,171,406千円（前年度比17.2%増）、営業利益は1,228,407千円（前年度比34.1%増）、調整後営業利益(\*3)は1,409,239千円（前年度比27.7%増）、経常利益は1,227,440千円（前年度比34.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は250,944千円（前年度比58.8%減）となりました。

なお、当社個別の経営成績は、売上高は4,341,769千円（前年度比19.2%増）、営業利益は1,370,801千円（前年度比34.7%増）、経常利益は1,370,139千円（前年度比35.4%増）、当期純利益は127,061千円（前年度比82.0%減）となりました。

総括といたしましては、特別損失の計上により親会社株主に帰属する当期純利益が減益となったものの、当社グループ並びに当社個別業績における、売上高、営業利益、経常利益はいずれも過去最高となりました。

(\*1)介護用品メーカー、機械浴槽や建材等の設備備品メーカー及び介護ソフトや配食等の施設向けサービス事業者等

(\*2)「CareTEX」のうち東京展（2月開催）及び大阪展については、複数の専門展により構成される「ケアウィーク」の総称にて開催。

(\*3)第15回から第18回の新株予約権の行使条件となる利益であり、連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。）に記載の営業利益から、のれん償却費、顧客関連資産償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用の影響を排除した金額です。

調整後営業利益＝営業利益＋のれん償却費＋顧客関連資産償却費＋株式報酬費用

当連結会計年度における各セグメントの概況は、以下のとおりです。

## (イ) 展示会事業

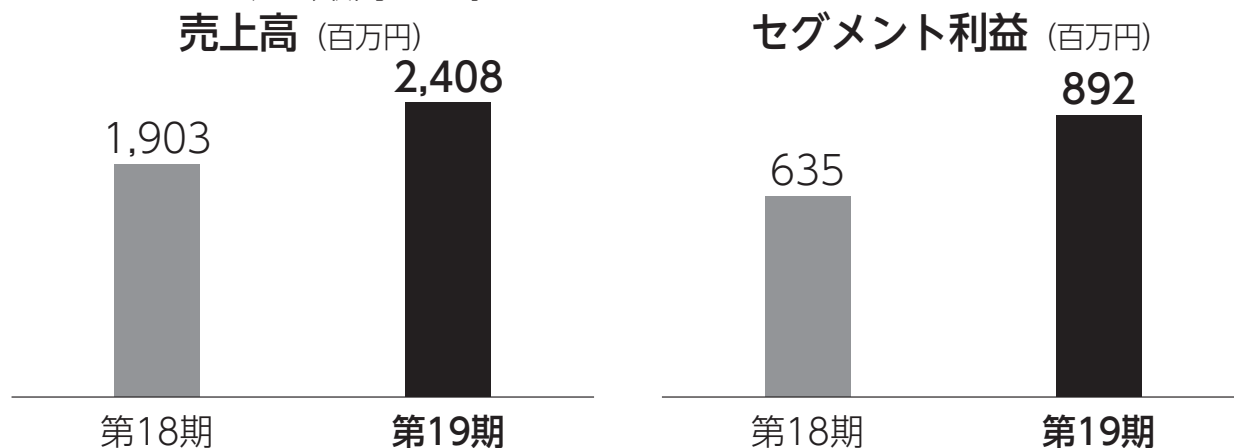
展示会事業のうち介護分野においては、商談型展示会である「CareTEX」及び商品ジャンル特化型展示商談会「CareTEX One」並びに商談型オンライン展示会「CareTEX 365 オンライン」及び「からだケアEXPO 365 オンライン」の運営を行っております。当連結会計年度においては、2024年5月に仙台展、7月に福岡展及び東京展[夏]、9月に札幌展、10月に大阪展、11月に横浜展、12月に名古屋展、2月に東京展[東京ケアウィーク]、3月に広島展を開催いたしました。

展示会事業のうちIT分野においては、オンライン展とリアル展をシームレスに融合させ、双方の強みを活かした、新発想のハイブリッド展示会である「DXPO」の開催・運営を行っております。

ハイブリッド展示会「DXPO」とは、オンライン展の開設期間中（365日24時間）に並行してリアル展を年複数回開催し、リアル展の会期前1ヵ月及び会期後1ヵ月は、オンライン展でも集中的にマッチングすることで、「見込客獲得の量」と「商談の質」を高めつつ、かつ、年間を通じて継続的なマッチングの機会を提供するサービスです。当連結会計年度においては、7月に東京展[夏]、10月に福岡展、11月に東京展[秋]、3月に大阪展を開催いたしました。

また、展示会関連サービスとして、ブース施工・運営支援のサービスを提供してまいりました。

以上の結果、介護分野・IT分野ともに各展示会が拡大したことに加え、東京展の年2回開催等により展示会の出展小間数が大幅に増加したことから、当連結会計年度における展示会事業の売上高は2,408,475千円（前年度比26.5%増）、セグメント利益は892,315千円（前年度比40.5%増）、出展小間数は5,254小間（前年度比39.4%増）となり、売上高及びセグメント利益ともに過去最高を記録しました。

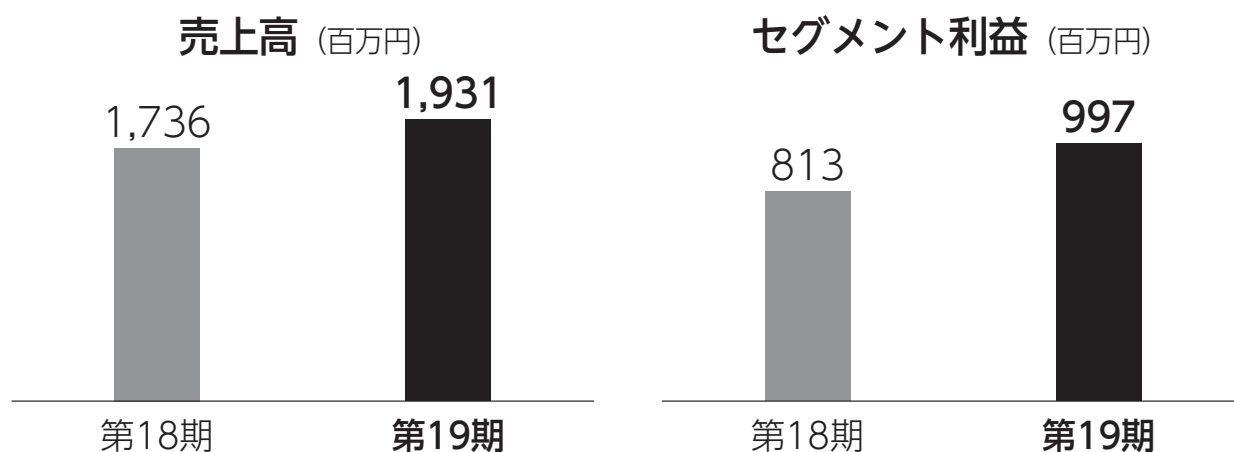


#### (ロ) M&A仲介事業

M&A仲介事業は、介護、医療、障害福祉、保育、建設及びIT事業者等に向け、M&A仲介サービスの提供を行っております。当該事業におきましては、ウェブサイトのコンテンツ充実、セミナーの開催、ダイレクトメール及び地域金融機関等との業務提携によって案件獲得を強化するとともに、案件の成約に注力いたしました。

また、当連結会計年度においては、売主・買主の開拓及び案件成約に注力するとともに、新教育制度・新KPI管理手法の定着に取り組み、実務能力が高くかつ即戦力となる強固な人材の育成に取り組んでまいりました。なお、2023年10月に導入を開始した当該教育制度において、実務研修の一部が長引いたことにより、第1四半期連結会計期間においては案件成約にやや遅れが生じておりましたが、その後、順調にコンサルタントの育成が進んだことから、第2四半期以降、案件成約がほぼ想定どおりに推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度におけるM&A仲介事業の売上高は1,931,791千円（前年度比11.2%増）、セグメント利益は997,236千円（前年度比22.6%増）、成約組数は171組（前年度比13.2%増）となりました。

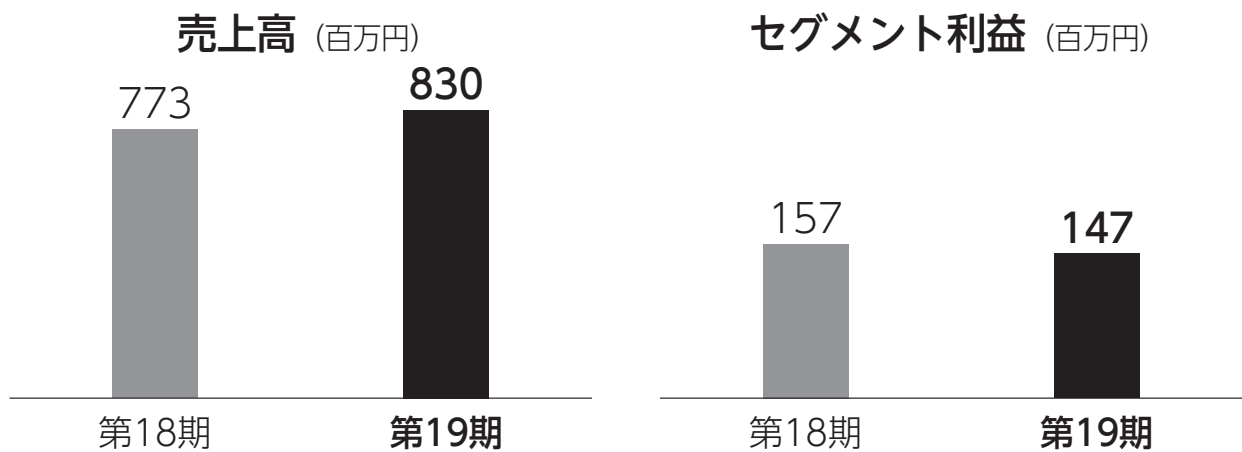


#### (ハ) 人材採用支援事業

人材採用支援事業においては、新卒向け採用イベント「ジョブトラ」の開催・運営及び求人企業への新卒者の人材紹介を行っております。

当連結会計年度においては、採用イベント開催数、人材紹介数の増加に向けた営業活動に取り組んでまいりました。採用イベントにおいては就職活動の早期化や集客コストの増大等によりイベント参加学生の集客が苦戦し参加企業の獲得が伸び悩んだものの、人材紹介においては営業活動が順調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における人材採用支援事業の売上高は830,467千円（前年度比7.3%増）、セグメント利益は147,787千円（前年度比6.3%減）となりました。



#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、207,495千円です。その主なものは、オフィス増床（106,405千円）及び自社利用システムの追加機能開発（82,291千円）です。

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充当いたしました。その他、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

##### (イ) 2026年3月期の見通し

2026年3月期の我が国経済は、引き続き緩やかな回復基調で推移することが期待される一方、地政学リスクの高まりや海外の経済政策の動向の影響等、

依然として先行き不透明な状況が続くものと推測しております。  
セグメント別の見通しは以下のとおりです。

#### ① 展示会事業

介護分野においては、今後も「C a r e T E X」の開催エリアの拡大及び出展規模の拡大を図っていく計画であります。2026年3月期においては、新たに石川県でC a r e T E X北陸を開催する予定です。リアル展へのニーズが引き続き増大傾向にあることから、出展小間契約は順調に獲得できることを見込んでおります。

I T分野においては、オンライン展とリアル展をシームレスに融合させ、双方の強みを活かした、新発想のハイブリッド展示会である「D X P O」の開催・運営を行ってまいります。2026年3月期においては、昨年までの年4回の開催に加え、6月に名古屋展、1月に横浜展の新規開催を予定しております。

以上により、2026年3月期通期の展示会事業の業績は、出展小間契約は6,600小間（前連結会計年度比25.6%増）、売上高2,878百万円（前連結会計年度比19.5%増）、セグメント利益997百万円（前連結会計年度比11.8%増）を見込んでおります。

#### ② M & A 仲介事業

M & A 仲介事業においては、自社開発した「M & A 工程管理システム」により、厳格な工程管理を行うことで、コンサルタント個人の経験や能力に依存しがちなM & A の工程を「定型化」「可視化」し、案件進捗の確実性とスピードを担保してまいります。また、2023年10月に導入した新教育制度・新K P I 管理手法の運用を徹底し、実務能力が高くかつ即戦力となる強固なコンサルタントの育成に努めてまいります。

なお、新教育制度が定着したことから、引き続きコンサルタントを積極採用していく方針ですが、一方で、コンサルタントの大量採用による先行投資と収益のバランスを考慮し、増員を図ってまいります。

以上により、2026年3月期通期のM & A 仲介事業の業績は、成約組数は245組（前連結会計年度比43.2%増）、売上高2,543百万円（前連結会計年度比31.7%増）、セグメント利益1,280百万円（前連結会計年度比28.4%増）を見込んでおります。

### ③人材採用支援事業

人材採用支援事業においては、当社の第3の柱となる事業とすべく、連結子会社である株式会社リアライブ（以下「リアライブ」といいます。）が運営する採用イベント事業及び人材紹介事業の育成に注力してまいりました。

このような中、リアライブがもつ人材採用支援事業の経営資源をより一層活用するとともに、当社が培ってきた「成長ノウハウ」（事業拡大の仕組化・量産化・管理体制）の浸透を更に加速させるため、リアライブを吸収合併し、経営統合することを決定いたしました。

これにより、苦戦している採用イベント事業の経営管理体制を強化するとともに、新たな採用イベント事業の開発・参入を含む抜本改革を進めてまいります。また、人材紹介事業においては、好調の新卒紹介事業に加えて、中途紹介事業に本格参入してまいります。2026年3月期においては、これら改革の仕込み期間となるため、業績への寄与は限定的ですが、2027年3月期以降、大幅な売上拡大を見込んでおります。

以上により、2026年3月期通期の人材採用支援事業の業績は、売上高946百万円（前連結会計年度比14.0%増）、セグメント利益159百万円（前連結会計年度比7.9%増）を見込んでおります。

以上の結果、2026年3月期通期連結業績予想につきましては、売上高は6,369百万円（前連結会計年度比23.2%増）、営業利益は1,644百万円（前連結会計年度比33.9%増）、調整後営業利益は1,807百万円（前連結会計年度比28.3%増）、経常利益は1,637百万円（前連結会計年度比33.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,047百万円（前連結会計年度比317.6%増）を見込んでおります。

(ロ) 中期的な見通し

当社は、大きく変容する社会・ビジネス環境に対応し、更なる事業拡大を図るため、2025年3月期を最終年度とする中期経営計画「Vision2025」を公表しておりましたが、2024年3月期において、M&A仲介事業における教育・管理体制強化のため、M&A仲介事業の事業計画を一部見直したことから、中期経営計画の最終年度を1年延長し、2026年3月期に、当初予定していた売上高・経常利益の達成を見込むこととし、この実現に取り組んでおります。

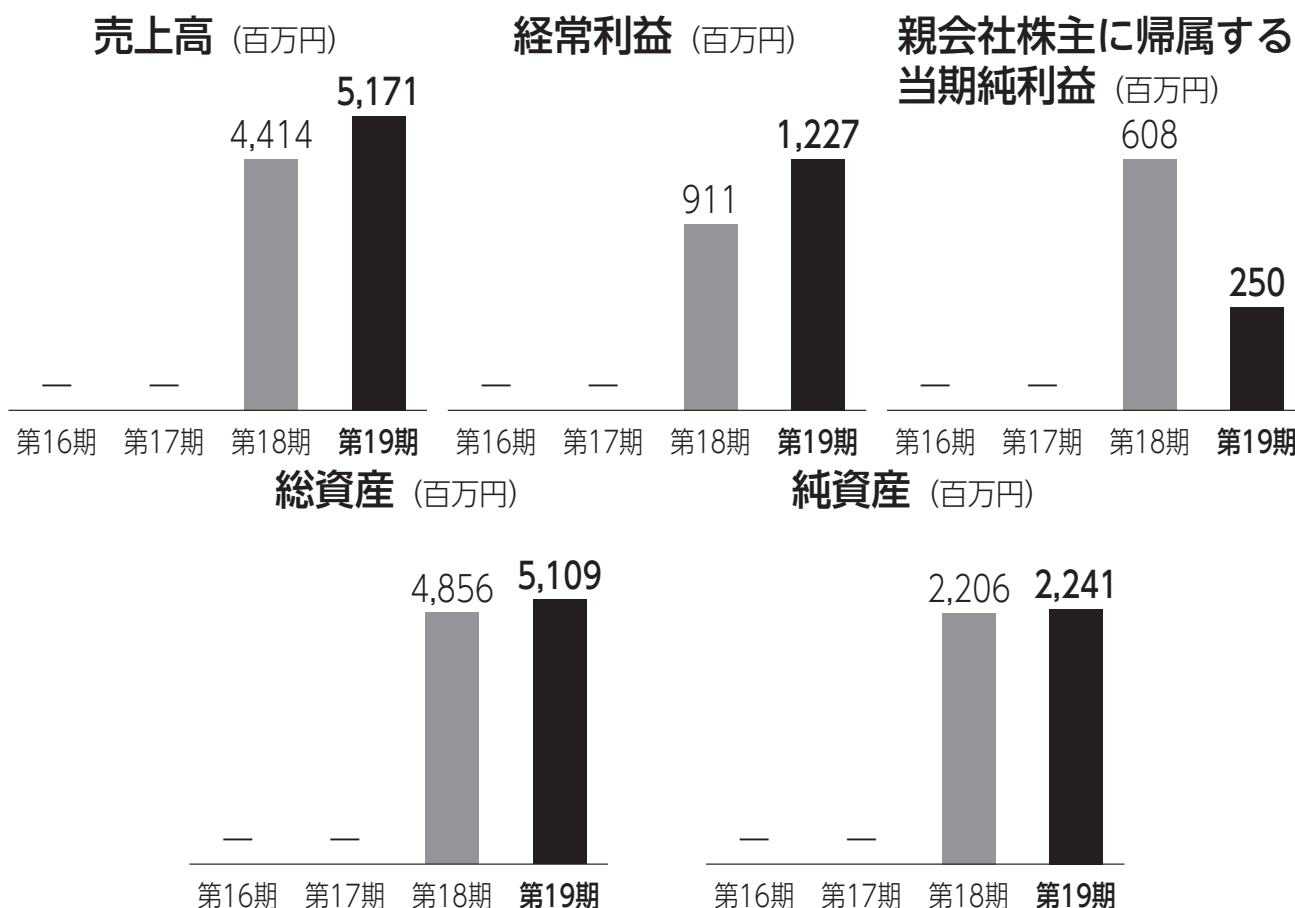
当社は、引き続き、中期経営計画の達成をとおして、2026年3月期を基準期としてプライム市場への上場を果たし、企業理念である「マッチング・ファースト」を実現してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                  | 第16期<br>2022年3月期 | 第17期<br>2023年3月期 | 第18期<br>2024年3月期 | 第19期<br>(当連結会計年度)<br>2025年3月期 |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高                 | —                | —                | 4,414,344 千円     | 5,171,406 千円                  |
| 経常利益                | —                | —                | 911,112 千円       | 1,227,440 千円                  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | —                | —                | 608,367 千円       | 250,944 千円                    |
| 1株当たり当期純利益          | —                | —                | 60円82銭           | 25円75銭                        |
| 総資産                 | —                | —                | 4,856,768 千円     | 5,109,949 千円                  |
| 純資産                 | —                | —                | 2,206,321 千円     | 2,241,260 千円                  |
| 1株当たり純資産額           | —                | —                | 204円81銭          | 205円76銭                       |

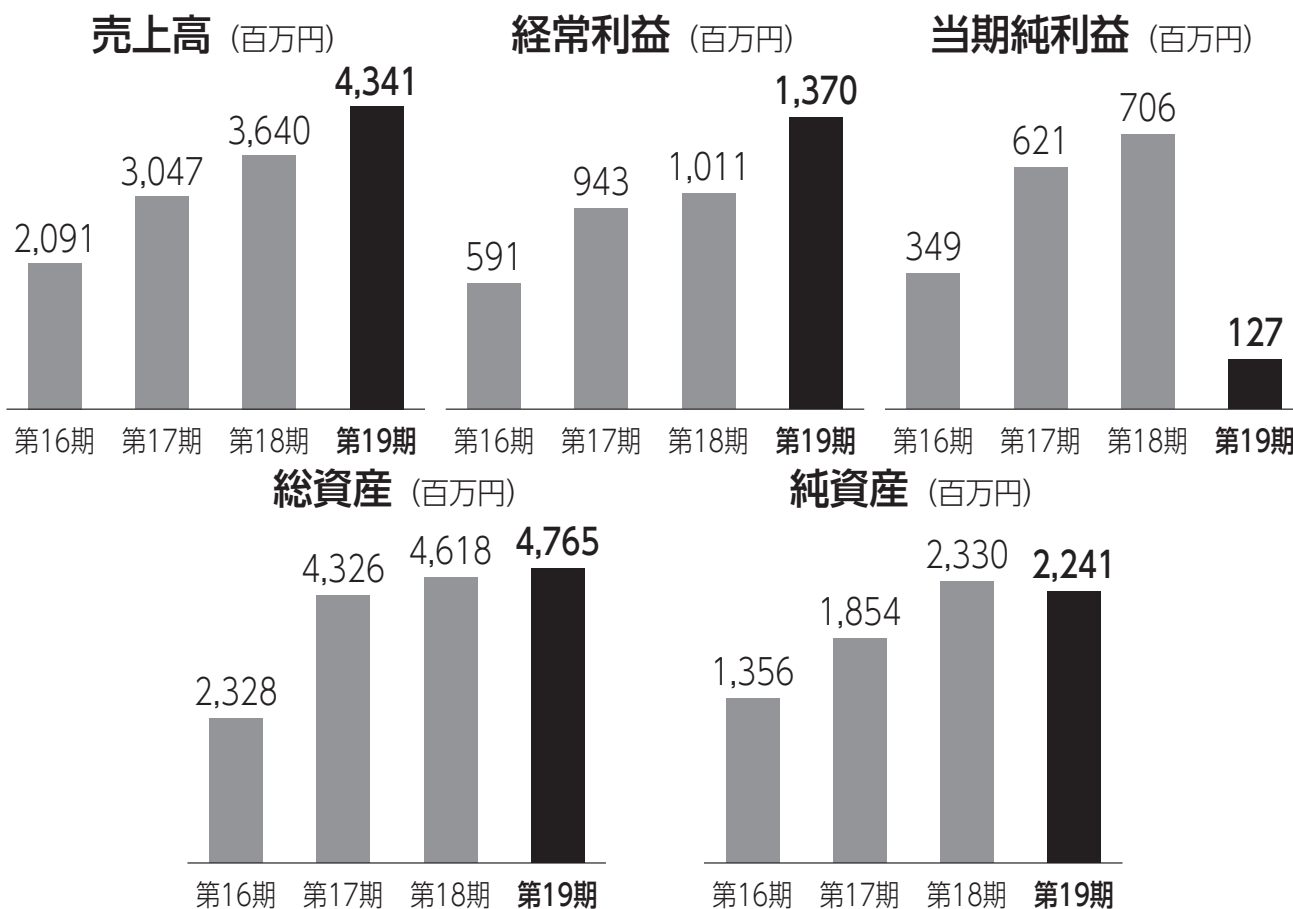
- (注) 1. 前連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第17期以前の状況は記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出したものであります。
3. 当社は、2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。



## ②当社の財産及び損益の状況

| 区分         | 第16期<br>2022年3月期 | 第17期<br>2023年3月期 | 第18期<br>2024年3月期 | 第19期<br>(当事業年度)<br>2025年3月期 |
|------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売上高        | 2,091,050 千円     | 3,047,241 千円     | 3,640,999 千円     | 4,341,769 千円                |
| 経常利益       | 591,869 千円       | 943,486 千円       | 1,011,830 千円     | 1,370,139 千円                |
| 当期純利益      | 349,419 千円       | 621,589 千円       | 706,065 千円       | 127,061 千円                  |
| 1株当たり当期純利益 | 34円71銭           | 61円93銭           | 70円59銭           | 13円4銭                       |
| 総資産        | 2,328,652 千円     | 4,326,385 千円     | 4,618,775 千円     | 4,765,524 千円                |
| 純資産        | 1,356,343 千円     | 1,854,079 千円     | 2,330,201 千円     | 2,241,256 千円                |
| 1株当たり純資産額  | 127円10銭          | 171円98銭          | 217円37銭          | 205円76銭                     |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出したものであります。
2. 当社は、2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名       | 資本金      | 出資比率 | 主要な事業内容                |
|-----------|----------|------|------------------------|
| 株式会社リアライブ | 10,000千円 | 100% | 新卒採用イベント「ジョブトラ」運営、人材紹介 |

(注) 2025年3月27日付で2025年10月1日を効力発生日とし、当社を存続会社、株式会社リアライブを消滅会社とする吸収合併契約を締結しております。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

| 事業部門     | 事業内容                                |
|----------|-------------------------------------|
| 展示会事業    | 商談型展示会の運営ならびに<br>ハイブリッド展示会「DXPO」の運営 |
| M&A仲介事業  | 介護、医療、障害福祉、保育、建設及び<br>IT分野のM&A仲介    |
| 人材採用支援事業 | 新卒採用イベント「ジョブトラ」運営、人材紹介              |
| その他      | 配食マッチングサービスの運営                      |

(8) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社

| 名称 | 所在地   |
|----|-------|
| 本社 | 東京都港区 |

② 主要な子会社の事業所

| 名称        | 所在地   |
|-----------|-------|
| 株式会社リアライブ | 東京都港区 |

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

| 事業区分     | 従業員数     | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|----------|-------------|
| 展示会事業    | 73 (7) 名 | 13名増 (－)    |
| M&A仲介事業  | 76 (1)   | 3名増 (5名減)   |
| 人材採用支援事業 | 64 (30)  | 14名増 (2名増)  |
| 全社 (共通)  | 12 (7)   | 1名減 (5名増)   |
| 合計       | 225 (45) | 29名増 (2名増)  |

(注) 従業員数は就業人員であり臨時従業員（アルバイト、契約社員、人材会社からの派遣を含む。）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

| 従業員数       | 前期末日増減   | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------------|----------|--------|--------|
| 161 (15) 名 | 15名増 (－) | 34.60歳 | 2年5ヵ月  |

(注) 従業員数は就業人員であり臨時従業員（アルバイト、契約社員、人材会社からの派遣を含む。）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

| 借入先          | 借入額        |
|--------------|------------|
| 株式会社みずほ銀行    | 617,370 千円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 286,700 千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 54,760 千円  |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 52,120 千円  |

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 33,960,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,160,400株（自己株式425,550株を含む）
- (3) 株 主 数 934名
- (4) 大 株 主

| 株 主 名                  | 持 株 数 |    | 持 株 比 率 |   |
|------------------------|-------|----|---------|---|
| 新 村 祐 三                | 4,788 | 千株 | 49.19   | % |
| 新 村 佐麻美                | 640   | 千株 | 6.57    | % |
| 山 口 貴 弘                | 487   | 千株 | 5.00    | % |
| 天 池 祥 子                | 475   | 千株 | 4.88    | % |
| 速 水 健 史                | 380   | 千株 | 3.90    | % |
| 田 原 学                  | 355   | 千株 | 3.65    | % |
| 株式会社SBI証券              | 190   | 千株 | 1.96    | % |
| 太 田 丈 史                | 165   | 千株 | 1.70    | % |
| 新 村 理 紗                | 160   | 千株 | 1.64    | % |
| 株式会社日本カストディ<br>銀行（信託口） | 135   | 千株 | 1.39    | % |

（注）持株比率は自己株式（425,550株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

#### (イ) 自己株式取得

当社は、2024年3月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ① 取得対象株式の種類 当社普通株式
- ② 取得した株式の総数 199,500株
- ③ 取得価額 299,964千円
- ④ 取得期間 2024年4月1日～2024年8月16日
- ⑤ 取得理由 株主還元の一環として、また、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため

(□) 自己株式の処分

当事業年度におけるストックオプションの権利行使による自己株式の処分

- |                |                |          |
|----------------|----------------|----------|
| ① 処分した株式の種類及び数 | 普通株式           | 68,800株  |
| ② 処分価額の総額      |                | 93,797千円 |
| ③ 処分の目的        | ストックオプションの権利行使 |          |

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

| 会社における地位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                |
|--------------|---------|-----------------------------|
| 代表取締役社長      | 新 村 祐 三 | 株式会社リアライブ取締役会長              |
| 常務取締役        | 速 水 健 史 | コンサルティング事業部管掌               |
| 常務取締役        | 武 田 学   | メディア事業部管掌<br>株式会社リアライブ取締役   |
| 取締役（常勤監査等委員） | 土 橋 薫   | 株式会社リアライブ監査役                |
| 取締役（監査等委員）   | 田 中 智 行 | ブリッジコンサルティンググループ<br>株式会社取締役 |
| 取締役（監査等委員）   | 森 川 友 尋 | 三宅坂総合法律事務所パートナー             |

- (注) 1. 代表取締役社長新村祐三は、2025年4月1日付で株式会社リアライブ代表取締役社長に就任しました。
2. 取締役（監査等委員）田中智行氏、森川友尋氏は、社外取締役です。なお、当社は両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）田中智行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 取締役（監査等委員）森川友尋氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものです。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、土橋薫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 社外取締役の重要な兼職の状況については上表に記載のとおりです。なお、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

#### (2) 取締役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が、固定報酬については人事考課制度に定める等級

表に基づき計算され、業績連動報酬については目標達成率及び個人考課部分を反映させた金額となっていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 社内取締役（社外取締役以外をいう）

1. 社内取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該社内取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。
2. 社内取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成され、各社内取締役の職責・役位及び業績等に基づき算定する。
  - i. 固定報酬は、人事考課制度に定める等級表に基づき決定する。
  - ii. 業績連動報酬である年次賞与は、人事考課制度に基づき連結営業利益等の目標達成率を社内取締役共通の評価指標とする。また、財務的な業績数値だけでは測ることができない戦略目標の達成度を評価基準に加えるために、取締役について個人考課部分を設定する。
  - iii. 固定報酬・業績連動報酬は金銭報酬のみとする。
  - iv. 社内取締役の報酬等の交付時期について、固定報酬は月例、業績連動報酬は年1回とする。
3. 社内取締役の個人別の報酬について、報酬の種類ごとの比率に係る決定の方針については、人事考課制度に定める倍率による。

ロ. 社外取締役

1. 社外取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場で経営に関与・助言を行うことができる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。
2. 社外取締役の報酬は、固定報酬のみとし、各取締役の経験、実績、専門性等を総合的に評価して算定する。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役その他の第三者に委任する場合

1. 当該委任を受ける者は、代表取締役社長 新村祐三とする。
2. 委任する内容は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案し、個人別の固定報酬及び業績連動報酬を決定する権限とする。

3. 1の者により委任する権限が適切に行使されるようにするため、取締役会は、役員報酬の決定に関する基本方針を決議した上で、取締役の固定報酬及び業績連動報酬の個人配分を一任する。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

| 区分                | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-------------------|----------------|-----------------|-------------|------------|-----------------------|
|                   |                | 基本報酬            | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭報酬<br>等 |                       |
| 取締役<br>(監査等委員を除く) | 80,695         | 64,716          | 15,979      | —          | 3                     |
| (うち社外取締役)         | (—)            | (—)             | (—)         | (—)        | (—)                   |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 17,250         | 17,250          | —           | —          | 3                     |
| (うち社外取締役)         | (6,000)        | (6,000)         | (—)         | (—)        | (2)                   |
| 合計                | 97,945         | 81,966          | 15,979      | —          | 6                     |
| (うち社外取締役)         | (6,000)        | (6,000)         | (—)         | (—)        | (2)                   |

- (注) 1. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、人事考課制度に基づく連結営業利益等の目標達成率であり、その実績は連結営業利益1,228百万円です。当該指標を選択した理由は当該利益指標が当社の業績を評価する基準として客観的であると判断しているためです。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第15期定時株主総会において年額5億円以内（うち、社外取締役年額1億5千万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。本株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、3名（うち社外取締役0名）です。
3. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第15期定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。本株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役2名）です。
4. 取締役会は、代表取締役社長 新村祐三に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためです。

### (3) 当事業年度における社外役員の主な活動状況

| 区分               | 氏名      | 主な活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                     |
|------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 田 中 智 行 | 当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な知識と企業経営者としての見識を活かし、客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、その他必要な助言・提言を行っており、当社が社外取締役として期待する重要な役割を果たしました。 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 森 川 友 尋 | 当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、その他必要な助言・提言を行っており、当社が社外取締役として期待する重要な役割を果たしました。                             |

~~~~~

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第13回新株予約権
発行決議日		2017年3月29日
新株予約権の数		6個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式24,000株 (新株予約権1個につき4,000株) (注) 1
新株予約権の払込金額		—
新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権1個当たり172,000円 (1株当たり43円) (注) 1
権利行使期間		2025年4月1日から 2027年1月31日まで
行使の条件		(注) 2
役員の保有状況	取締役 (監査等委員・社外候補者を除く)	
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 1名

- (注) 1. 2021年6月1日付及び2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は株式分割後の数値を記載しております。
2. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。
- ① 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
 - ② 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。
 - ③ 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできない。
 - ④ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	第18回新株予約権
発行決議日	2024年10月25日
新株予約権の数	748個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式74,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使価格	新株予約権1個当たり134,200円 (1株当たり1,342円)
権利行使期間	2027年11月1日から 2032年10月31日まで
行使の条件	(注)
割当先	当社従業員9名

(注) 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

1. 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2024年3月期から2026年3月期までの3事業年度におけるいずれかの連続する2事業年度の営業利益の累計額が、2,500百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。
なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書にのれん償却費、顧客関連資産償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
2. 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社（なお、「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「関係会社」を意味する。）の取締役又は従業員であることを要する。
3. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
4. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権者は、新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他条件に違反した場合、新株予約権を行使できない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

I. 時価発行新株予約権信託

当社は、2021年1月13日の取締役会において、時価発行新株予約権信託の受託者である弁護士 園部洋士氏に対し、新株予約権を発行することを決議し、2021年2月1日に付与いたしました。

本新株予約権は、以下のとおり、第三者割当により発行される新株予約権の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランとなっております。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
発行決議日	2021年1月13日	2021年1月13日
新株予約権の数	400個	1,600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式160,000株 (新株予約権1個につき400株) (注) 1	普通株式640,000株 (新株予約権1個につき400株) (注) 1
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり0.25円) (注) 1	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり0.25円) (注) 1
新株予約権の行使価格	新株予約権1株当たり574円	新株予約権1株当たり574円
権利行使期間	2024年8月1日から 2028年1月31日まで	2027年8月1日から 2031年1月31日まで
行使の条件	(注) 2	(注) 3
割当先	当社取締役及び従業員 コタエル信託株式会社 (注) 4	園部 洋士 (注) 5

(注) 1. 2021年6月1日付及び2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は株式分割後の数値を記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

① 本第15回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は本第15回新株予約権を行使することができず、かつ、第15回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本第15回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第15回新株予約権者」という。）のみが本第15回新株予約権を行使できることとする。

② 受益者は下記に定める各条件を充たした場合、各本第15回新株予約権者に割り当てられた本第15回新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本第15回新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合によって行使可能個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a) 2022年3月期または2023年3月期の営業利益が5億円を超過した場合
行使可能割合：100%

(b)(a)が未達成の場合で2024年3月期の営業利益が5億円を超過した場合
行使可能割合：50%

なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書にのれん償却費、顧客関連資産償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

③ 受益者は、本第15回新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

④ 受益者の相続人による本第15回新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本第15回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第15回新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本第15回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑦ 当社と受益者との間で締結する新株予約権の取得に関する覚書に定めるその他条件に違反した場合、本第15回新株予約権を行使できないものとする。

- ⑧ 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。
3. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。
- ① 本第16回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は本第16回新株予約権を行使することができず、かつ、第16回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本第16回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第16回新株予約権者」という。）のみが本第16回新株予約権を行使できることとする。
- ② 受益者は下記に定める各条件を充たした場合、各本第16回新株予約権者に割り当てられた本第16回新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本第16回新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合によって行使可能個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (a) 2023年3月期から2025年3月期におけるいずれかの事業年度の営業利益が10億円を超過した場合
行使可能割合：50%
- (b) 2023年3月期から2026年3月期におけるいずれかの連続する2事業年度の営業利益の累計額が25億円を超過した場合
行使可能割合：100%
- なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書にのれん償却費、顧客関連資産償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- ③ 受益者は、本第16回新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ④ 受益者の相続人による本第16回新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本第16回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第16回新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本第16回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑦ 当社と受益者との間で締結する新株予約権の取得に関する覚書に定めるその他条件に違反した場合、本第16回新株予約権を行使できないものとする。
- ⑧ 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。
4. 2024年7月31日の信託期間満了日に当社役職員等を受益者として指定し、同日に一部新株予約権の割当を行っております。第15回新株予約権の割当を受けた者は、当該第15回新株予約権の発行要項及び割当契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。ただし、信託型ストックオプションの取扱いについて、国税庁による「ストックオプションに対する課税（Q&A）」の公表により、ストックオプションを行使した日の属する年分の給与所得として所得税の課税対象とし、発行会社が当該給与所得にかかる源泉所得税の徴収・納付を行う必要がある旨が示されたことで、当社が想定していなかった役職員等の税負担及び当社の源泉聴取等の事務負担を伴う懸念が生じました。そのため、一部については信託型ストックオプションを含む数多くのインセンティブスキームを開発し、その事務手続き等に関し多くの事例とノウハウを持つコタエル信託株式会社を受託者として、新たな信託設定契約を締結（以下、「本信託（第15回新株予約権）」という。）し、移管することといたしました。本信託（第15回新株予約権）の信託期間満了日は、2024年9月末日（以降毎年3月末日、6月末日、9月末日、12月末日）となり、一定の時間的

猶予を持った上で対応方針を検討しております。

5. 園部洋士は時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日（2027年7月31日）時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。

Ⅱ.募集新株予約権（有償ストック・オプション）

当社は、2024年10月25日の取締役会において、募集新株予約権（有償ストック・オプション）を発行することを決議し、2024年11月11日に付与いたしました。

	第17回新株予約権
発行決議日	2024年10月25日
新株予約権の数	1,297個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式129,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,800円
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり122,000円 (1株当たり1,220円)
権利行使期間	2027年11月1日から 2030年10月31日まで
行使の条件	(注)
割当先	当社取締役2名

(注) 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

1. 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2026年3月期から2027年3月期までの2事業年度におけるいずれかの事業年度の営業利益が、2,350百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書にのれん償却費、顧客関連資産償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
2. 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社（なお、「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「関係会社」を意味する。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。
3. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
4. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権者は、新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他条件に違反した場合、新株予約権を行使できない。

会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」という。）を保険会社との間で締結しており、これにより、当社及び当社の子会社の役員及び執行役員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額当社が負担しております。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、更新を予定しております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

■業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法並びに会社法施行規則に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」に関する基本方針（以下「内部統制システム構築の基本方針」といいます。）を定めており、その内容は以下Ⅰの通りです。（最終改訂2025年3月27日）

また、財務報告の信頼性を確保するための体制、反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況はそれぞれ以下、Ⅱ、Ⅲの通りです。

Ⅰ 内部統制システム構築の基本方針

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- （1）当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループの「経営理念」「行動指針」を制定し、役員及び役職者はこれを率先垂範し、全従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続して行い、健全な企業風土の醸成に努める。
- （2）当社及び当社子会社においてコンプライアンスに係る規程を制定するとともに、当社の常勤役員及び部長職以上の役職者で構成する経営会議にて、コンプライアンス体制の構築・管理・維持に当たる。
- （3）当社及び当社子会社においてコンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- （4）当社グループ全体の内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切且つ迅速に対応する。
- （5）当社及び当社子会社の業務の適切な実行を確保するため、内部監査の体制を強化するとともに、内部監査の結果を経営層に対し報告する。
- （6）当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を適切に整備、運用する。
- （7）当社及び当社子会社において、法令、定款違反等の行為が発見された場合、コンプライアンス規程に従い、各通報先及び報告先に通報及び報告の上、必要に応じて外部の専門家とも連携、協議の上対応に努める。
- （8）当社及び当社子会社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当請求には断固としてこれを拒絶する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- （1）当社の取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- （2）保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて文書管理規程に規定され

た期間とする。

- (3) 当社の取締役及び監査等委員である取締役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社において、リスク管理規程及びリスク対応マニュアルを制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。当社子会社もこれに準じて対応する。
- (2) 当社及び当社子会社において重要な危機事案が発生したときは、速やかに当社に報告し、当社は必要な指示、指導、助言等を行う。
- (3) 当社及び当社子会社の危機発生時には、対策本部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切且つ迅速に対処するものとする。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役会は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、当社グループの経営計画を策定する。
- (2) 当社及び当社子会社において、取締役会規程、組織及び職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図り、業務を効率的に遂行する。
- (3) 当社は、取締役会を毎月1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (4) 当社の社外取締役は、適宜当社の社長及び他の取締役並びに当社子会社の社長及び取締役と経営状況についての情報交換を行い、適切に助言を行う。
- (5) 当社において経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。

5. その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
- (2) 当社は、経営の健全性及び効率性の向上を図るため、当社子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣する。
- (3) 当社は、子会社管理規程に基づき、当社における承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にする。また、当社は、当社子会社の社長等をメンバ

一とした定期的な報告会を開催し、経営状況等の事業運営に関する重要な事項についての報告を受け協議を行う。

- (4) 当社子会社における一定の重要事項については、当社子会社において決定する前に当社の承認を必要とするほか、組織及び職務権限規程に規定された特に重要な事項については、組織及び職務権限規程に則り、当社の会議体等で審議及び承認を行う。
- (5) 内部監査部門は、当社子会社の業務の適正性について監査を行う。
- (6) 当社子会社のリスク管理については、子会社から報告を適宜受けるとともに、当社の内部監査及び監査等委員会が子会社のリスク管理状況の監査を行い、必要な助言、勧告及び指導を行う。当社子会社において重要な危機事案が発生したときは、速やかに当社に報告し、当社は必要な指示、指導、助言等を行う。
- (7) 当社は、当社グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる統制強化をはかる。当社の各部門及び子会社は、関連する管理部門の支援の下で、これを実施する。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会の求めに応じて、取締役会は監査等委員である取締役と協議の上、補助使用人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- (2) 前項の補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性の確保及び監査等委員会からの取締役及び補助使用人に対する指示の実効性の確保のため、補助使用人の異動及び人事考課及び賞罰は監査等委員会の同意を得るものとする。

7. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当該会社の監査等委員会に報告するための体制、当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社の監査等委員及びその補助使用人は、当社の取締役会の他、経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- (2) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに当社の監査等委員会に報告する。

- (3) 当社の取締役及び使用人は並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- (4) 前各号の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制については、コンプライアンス規程に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査等委員会への適切な報告体制を確保する。
- (5) 内部監査部門は、当社子会社に対して行った結果を監査等委員に対して報告する。

8. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、法令に従い、監査等委員である社外取締役を含み、公正且つ透明性を担保する。
- (2) 監査等委員会は、代表取締役その他常勤取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (3) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (4) 当社の監査等委員が職務（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる
- (5) 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合には、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

II. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ・内部統制担当を置き、計画に基づき職務の執行状況をモニタリングし、内部統制システムが有効に機能しているかについて個別に検証を行い、必要と認められる場合には代表取締役社長への報告を行う。
- ・代表取締役社長は、内部統制担当、内部監査担当、監査等委員会からの報告をもとに、全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、経営会議を通じて必要な措置を講じる。

III. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

- (1) 当社の社内規程に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。

- (2) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

2. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- (1) 「反社会的勢力への対応ガイドライン」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全社員に配布するとともに適宜社内研修等を行い、周知徹底する。
- (2) 反社会的勢力の排除を推進するために管理本部を統括管理部署とし、また、不当要求対応の責任者を設置する。
- (3) 「反社会的勢力への対応に関する規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
- (4) 取引等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- (5) 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- (6) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

■業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

取締役は全員出席のもと、取締役会において経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

(2) 監査等委員の職務執行

監査等委員は、取締役会議事録や稟議書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や会計監査人との面談により監査を行う他、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。

(3) リスク管理及びコンプライアンス

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、経営会議の開催を通じて、リスクマネジメント体制の強化及びコンプライアンスの遵守に努めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

ブティックス株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 村 仁  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 健 一  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ブティックス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整

備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽

減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査担当と連携の上、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制については、指摘すべき事項は認められません。

2025年5月23日

ブティックス株式会社 監査等委員会

監査等委員 土 橋 薫 ㊞

監査等委員 田 中 智 行 ㊞

監査等委員 森 川 友 尋 ㊞

(注) 監査等委員 田中 智行、及び森川 友尋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。